

公開資料

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」
研究開発領域

平成27年度採択 プロジェクト企画調査
終了報告書

「都市型コミュニティ（川崎市）における援助希求の
多様性に対応した介入・支援に関する調査」

調査期間 平成27年11月～平成28年3月

研究代表者氏名 島藺進

所属、役職 上智大学グリーンケア研究所所長

目次

1. 企画調査の構想.....	4
2. 企画調査の目標.....	4
3. 企画調査の実施内容及び成果.....	5
3.1. 背景と概要.....	6
3.1.1. 川崎市の地域性 ～川崎区に焦点をあてて～	
3.1.2. 川崎市の構想する全市民を対象とする地域包括ケアシステム	
3.1.3. 今後の実施計画 ～地域みまもり支援センターの開設へ～	
3.1.4. 調査の概要	
3.2. 地域住民ケアをめぐる川崎市史.....	11
3.2.1. 工業都市化	
3.2.2. 市政施行—市域の拡大	
3.2.3. 戦後から現在まで	
3.2.4. 社会福祉の歴史	
3.3. 統計資料から.....	18
3.3.1. はじめに	
3.3.2. 基礎的統計資料	
3.3.3. 個別的統計資料	
3.3.4. おわりに	
3.4. 〈公〉からの調査 川崎区の行政職員を対象としたフォーカスグループインタビューと質問紙調査（東大チーム）.....	29
3.4.1. 背景	
3.4.2. 方法	
3.4.3. 結果	
3.4.4. 考察	
3.5. 〈私〉からの調査 民間団体の地域住民ケア活動調査の報告（上智大チーム）.....	42
3.5.1. 背景	
3.5.2. 対象と方法	
3.5.3. 聞き取り報告（総論）	
3.5.4. 聞き取り報告（各団体）	
3.5.5. 民間団体の抱える課題と可能性	
3.6. 総括.....	58
4. 企画調査の実施体制.....	61
4.1. グループ構成.....	61

4.2. 企画調査実施者一覧.....	62
5. 成果の発信等	63

1. 企画調査の構想

都市型コミュニティでは、高齢化や世帯の小規模化などの〈私〉的領域の変容にともない、孤立の深刻化が懸念される。障がい者、認知症、生活困窮者、外国人、家庭内暴力、虐待、子どもの貧困、引きこもり、不登校など社会的に弱い立場に置かれて孤立しやすいさまざまな市民の持つ多様な援助希求の形に対して、柔軟に対応できる支援システムの必要性は高い。ところが、地域社会の見えない場所で進行している精神面・身体面・社会面の複合した困難は、行政機関や医療・福祉の支援機関などの〈公〉的部門のみでは把握して対応することが難しく、システムのはざまに落ちて必要な支援が届かないケースがしばしば生じる。ボランティア団体、NPO、市民ネットワーク、宗教団体などが、公／私の「間」を埋めるように補い合い、さまざまな支援をそれぞれ提供している。しかしながら、公的機関と私的領域、それらの「間」を埋める支援のリソースが有機的に連携し合う体制の構築はいまだ不十分である。

国の地域包括ケアシステムは高齢者・認知症患者のケアに主眼を置いたものだが、川崎市では高齢者に限らず全市民を対象にした「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を市のさまざまな個別計画の上位概念として位置付け、行政組織の改革と多様なニーズを視野に入れた地域包括ケアシステムの構築の準備がなされている（川崎市『川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン 一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして』平成27年3月）。

そこでは、住まい、医療、介護、予防、生活支援、精神保健、母子保健などの多様な課題に対して包括的・重層的な支援が地域の中で提供されるために、どのようなシステムや地域の強みを活かしたネットワークを構築すべきか、総合的な地域包括ケアシステム構築のため、汎用性のある知的資源を形成する学際的研究が必要となるだろう。

今回の企画調査では、地域を限定して（主として川崎区）既存の支援機関を訪問し既存の民間の支援のあり方を概観するとともに（〈私〉からのアプローチ）、支援者から見える「困難事例」や多機関連携の実態把握を通して既存の支援体制が抱える諸問題を明らかにし（〈公〉からのアプローチ）、援助希求の多様性や地域の特性や強みを勘案しつつ、公私の連携の仕組みを社会実装していくための予備的調査を行う。

2. 企画調査の目標

本企画調査では、「都市型コミュニティ（川崎市）における援助希求の多様性に対応した介入・支援に関する調査」を行う。「無縁社会」というような語が広まり、人びとが孤立化しやすい現代社会で、さまざまな困難に苦しむ地域住民をケアし、より安全・安心な生活が送れるように支援していくには住民の援助希求を適切に把握し対応していく必要がある。ところが、援助希求がますます多様化し表に出にくくなっている中で、既存の制度ではそうした援助希求を捕捉することがますます容易でなくなっている。こうした援助希求の捕捉のしづらさは、自殺やメンタルヘルス不調と関連することも知られている。

複合的なニーズを持った市民にとっては、縦割り行政による硬直化した公的サービスの

窓口の中で、自らの抱える課題をどこに相談して良いかわからないことがしばしばある。支援者にとっても、自らの所属する組織だけで対応するのは困難であると感じられるケースを抱えながら、多機関連携が有効に機能せず、どうして良いか途方にくれることもある。このようなニーズは支援の現場では、困難事例などの形で臨床知あるいは暗黙知のレベルでは共有されているが、社会の課題として支援を行うためには、言語化・可視化して広く認識を共有する必要がある。

本企画調査では、公的支援機関や公／私の間をつなぐさまざまな支援機関の支援者を対象とした質的・量的調査を行い、各機関の果たす役割や主たる支援対象者の実態把握、困難事例の検討や問題意識を通して必要とされる多機関連携の形を構想することを目的とする。

企画調査では、川崎市全域を視野に入れつつ、中1男子生徒殺人事件（平成27年）、簡易宿泊所火災（平成27年）が起こり、都市化、戦災、公害などの幾多の歴史的課題を乗り越えてきた川崎区に焦点をあてて調査を行う。川崎区は現在も外国人労働者やホームレスなどの多様な市民を多く抱える地域であり、多様な援助希求に対応できる総合的・地域包括ケア体制を検討する上で、一つの先進的モデルケースとなり得ると考えられる。なお、隣の幸区でも老人ホーム連続転落死事件（平成26年）が起こっている。

宗教学、コミュニティ・ケア（上智大）、精神医学（東大）などのバックグラウンドをそれぞれ持つ研究チームが、川崎区の公的機関やその他のさまざまな支援機関においてインタビュー調査や、現場の支援者の声を反映して共創した質問紙による調査を行う。援助希求の多様性や支援者から見える困難、地域の抱える問題を可視化する。また、地域支援者との信頼関係を構築しながら、今後必要となるシステムや新たなネットワーク構築のための構想の積極的な提案を含め、長期的な視野でコミュニティ参加型アクションリサーチ（観察者としての立場を固守する傍観者的な調査研究ではなく、調査研究しつつ当事者の関心事に応答し助言等の行動で関与していく参加型の調査研究）を行うための基盤形成も目標である。

3. 企画調査の実施内容及び成果

要旨

現代社会、とくに大都市では、住民の孤立化が起こりやすくなっている。認知症高齢者の急速な増加が懸念されており、地域包括ケアの充実が求められている。しかし、高齢者だけではない。精神障害者、路上生活者、外国人、引きこもり、不登校、家庭内暴力など、隠れた孤立のなかで進行する困難に対処するのがますます困難になってきている。平成27年春に打ち出された川崎市の地域包括ケアシステム推進ビジョンは、こうした状況を踏まえ、全市民を対象とした地域包括ケアの充実を目指すものだ。この地域包括ケアを堅固に進めていくためには、公私のリソース（社会資源）が有効に連携し、活用されていくことが必要だ。本企画調査では、公的支援機関や公／私の間をつなぐさまざまな支援機関の支

援者を対象とした予備的調査を行い、各機関の果たす役割や主たる支援対象者の実態把握、困難事例の検討や問題意識を通して必要とされる多機関連携の形を構想することを目的として、2つの方向からの調査研究を行った。

すなわち、1) 社会的ケアや市民援助に携わって来た市の行政機構や公的機関が来てきた困難について把握すること、2) 援助希求やケアのニーズに応じて、市民自身が展開してきた、つまりは私的な支援活動や支援団体の実態について把握すること、である。1) は〈公〉の側からの働きかけに関わり、2) は〈私〉の側からの働きかけに関わる。1) は聞き取り調査と質問紙調査、2) は参与観察と聞き取り調査が主な調査方法である。

その結果、行政機関や公的機関の側からは、隠れて進行している苦難を見出すための努力が積み重ねられているにもかかわらず、とらえるのが難しい例がきわめて多く、支援が容易でない実情が明らかになってきた。他方、民間の地域ケアや支援の諸団体はそれぞれに貴重な活動を続けてきているものの、その数は限られており持続が容易でないこと、また資金的にも人的資源の下でも多くの限界が感じられていることが明らかになった。

しかし、公私の連携が適切に行われていくことによって、こうした困難を打開していくことは不可能ではなく、川崎市の新たな地域包括ケアシステムの適切な施行によって、未来に希望が開けてくることも十分に期待できる。本研究チームは、今後、本格的な調査に取り組むことによって、そのような公私連携に貢献していくことを望んでいる。

3.1. 背景と概要

3.1.1. 川崎市の地域性 ～川崎区に焦点をあてて～

川崎市は神奈川県北東部に位置する政令指定都市で、川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の7つの行政区を持つ。北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵を控え、東は東京湾に臨んでいる。平成26年10月1日現在で、人口1,461,043人、世帯数687,843、市の面積144.35 km²であり、政令指定都市の中では最も面積が小さいが、人口は非都道府県庁所在地の中では最大である¹⁾。

川崎市はここ数十年で近代化が大きく進み、若年人口も増え、「若者の街」と言われるようになった。特に川崎駅周辺は昼夜を問わず人が多く賑わっている。川崎駅から離れた多摩川沿いの低地や多摩丘陵にはのどかな田園風景が広がるが、丘陵部には新興住宅地が多く、東京湾岸に広がる埋立地は隣接する横浜市鶴見区沿岸部とともに大規模な重工業地帯となっているなど、多様な面を見せる。

東京のベッドタウンとしての性格が強い街で、小田急線、京王線、東海道線、東急田園都市線、東急東横線などの通勤路線を通じて東京都心部との交流が深い。各路線ごとに東京区部・横浜市北部を含めた沿線地域圏を形成しており、溝の口周辺など北部の住民は新宿や渋谷といった東京都心部のターミナルへの志向が強い。そのため、単体の市としての地域的一体性は比較的乏しく、路線沿線ごと、行政区ごとにそれぞれ別々の特徴を持つ地域であるといえる。

象徴的な地域として、中原区の中心である武蔵小杉駅周辺があげられる。南武線、横須賀線、湘南新宿ライン、東急東横線・目黒線が交差するターミナル駅であるという交通アクセスの良さを背景として、超高層マンションが林立し、開発と人口増が激化している地域である。近年の大開発は既成市街地へと迫り、日照、風害、交通混雑、学校・保育園の不足、コミュニティの希薄化、超高層マンションという居住形態自体がはらむ問題など、巨大開発と既成市街地との間に生じる矛盾が危惧され、地域コミュニティの形成や街の維持管理、生活情報の提供など新住民の受け入れのためのエリアマネジメントが喫緊の課題となっている²⁾。

一方、今回の企画調査の主な対象とする川崎区も、さまざまな点で特徴が際立つ地域である。川崎区は、川崎市の最も南東に位置しており、北側には多摩川が流れ、南東側は東京湾に面し、JR川崎駅および京浜急行線京急川崎駅を起点に東側の東京湾まで広がる。京浜工業地帯の中核としての役割を担い、臨海部の埋立てや人工島が造成され、工場が建ち並び、近隣にはそこで働く人々が住むようになった。工場からの大気汚染による公害の問題や社会情勢の変化により多くの工場が移転したが、近年では環境改善に向けた取組みを進め、都市型工業地帯へと変化している。また、殿町地区は羽田空港と近接していることから、国際戦略拠点「キングスカイフロント」として先端技術の研究開発が進められている。工場移転の跡地には大規模な共同住宅が建設され、若い世代を中心とした転入が多くなっている。

川崎区の生活地域は大きく、川崎駅を中心とした川崎地区、多摩川寄りの大師地区、横浜寄りの田島地区の3つの地区に分かれている。川崎地区は商業施設が多く、市役所・区役所、金融機関、文化施設などが集まり、市の行政、経済の中心となっている。人口密度が高く、30歳代から40歳代前半の人口が多く、団塊の世代以上と若い世代が共に暮らす地区といえる。外国人登録者が多い川崎区の中でも特にその割合が多いことも特徴的である。大師地区は川崎大師平間寺の門前町として発展した地区で、下町情緒あふれる地域も残る一方で、羽田空港にも近く、近年ではマンションの建設が進み、若い世代の転入が多くなっている。田島地区は京浜工業地帯の中心として、そこに働く人々の住宅地として形成された地区であり、3地区の中では高齢化率が高い。川崎地区に次いで外国人登録者の割合が高く、コリアンタウンと呼ばれるエリアもある。

平成25年1月に行われた「第3回川崎市地域福祉実態調査」のうち、「地域の生活課題に関する調査」（川崎区の集計結果）によると、川崎区民の意識調査から見える地域における課題としては、高齢化率が高くひとり暮らし高齢者も多いことを反映し、「高齢者に関する問題」が最も多かった。ついで、東日本大震災を受けて「地域防犯・防災に関する問題」、隣近所の付き合いが少なくなっていることや孤立死への危惧などを反映した「地域のつながりに関する問題」があげられた。

川崎南部2区（川崎区・幸区）にはホームレスが多く、川崎区には簡易宿泊所街（通称、ドヤ街）も存在し、生活困窮者が多く住むことも大きな特徴である。また、中国・韓国・

朝鮮・フィリピン・ベトナムなどを中心に外国人人口は増え続けている。さらには、川崎地区の堀之内や南町を中心に性風俗街も発展しており、居住や生活の安定しない女性やその子供の抱える生活上の問題も大きい。このように社会的・経済的基盤が脆弱で孤立しやすい人々に、精神疾患や知的障害、虐待や家庭内暴力などの複合的な問題が集積していることが多いことが、川崎区周辺地域の大きな特徴といえる³⁾。

3.1.2. 川崎市が構想する全市民を対象とする地域包括ケアシステム

平成25年10月1日の推計人口によれば、日本の総人口における65歳以上人口の割合は25.1%となり、初めて4人に1人が高齢者という時代を迎えた。この高齢化率は先進諸外国の中では最も高く、日本は世界に類をみない超高齢社会に足を踏み入れたといえる。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)には、日本の高齢化率は30.3%になるものと推計されており、その後も引き続き高齢化が進むことが予測されている。

急激な高齢化により、医療・看護・介護・福祉・生活支援などの「ケアを必要とする人」の増加のみでなく、慢性疾患や複数の疾病を抱えながら生活を送る高齢の患者数が増加するため、地域全体で必要とされるケアの「質」や「量」も大きく変化すると考えられる。

医療においてはこれまでの「病院完結型の治す医療」から「地域完結型の治し・支える医療」へのシフトが求められるとともに、医療や介護保険制度のみでなく、看護・介護・福祉・生活支援などを含めた必要なケアが、地域社会の特性に合わせて一体的に提供されること(地域包括ケア)が新たに求められ、そのための仕組みとして提唱されたのが「地域包括ケアシステム」である。

地域包括ケアシステムは、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の予防をいう)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう」と、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」において定義されている。

川崎市においては、全国平均と比較して若い世代の流入が多く、生産年齢人口は増加傾向にあるものの、平成52年(2040年)には高齢者人口は約45万人となり、総人口の30.4%になることが予想されている。現時点では若い世代の多い都市であるといえるが、今後全国と同様に急激な高齢化が進むことは明らかである。そのため、同市においても日本の現状を踏まえながら、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた適切な「地域包括ケアシステム」の構築を推進するべく、準備が進められている。

背景となる問題意識として、①地域の問題を解決する回路の不在(地域で起こっている実際の問題をどこに相談して良いかわからない)、②行政機能の硬直化(縦割り型の行政サービスが市民のニーズに答えていない)の2点が存在している。そのため、I.誰にとって

も住みやすい地域作り（すべての地域住民を対象としたケアの創出、多様なニーズへの対応）、Ⅱ.市の行政改革（地域をマネジメントする行政職員の養成）の2点が、地域の現状に応じた重要課題であると考えられている。

主として高齢者を中心に議論が展開されてきた「地域包括ケアシステム」であるが、実際には障がい者や子ども、子育て中の親、外国人、生活困窮者など、地域において「何らかのケア」を必要とするすべての人を対象とした場合においても、各施策間の連携を図ることにより、その仕組みを共有できる部分は多いと考えられる。多様な問題が複合的に存在する川崎市の地域特性に合わせ、「高齢者に限らず」多様なニーズに対応できる窓口の強化の必要性が認識され、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象として、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」が策定された⁴⁾。

3.1.3. 今後の実施計画 ～地域みまもり支援センターの設置へ～

今後の主な実施計画として、「地域みまもり支援センター」の設置が予定されている。各区役所の保健福祉センター内に、地域みまもり支援センターと呼ぶ、地域を総合的に支援する部門を新たに設置し、地区社会福祉協議会などを基本とした一定の地区ごとに保健師、社会福祉職などの専門職を地域担当制で配置し、地域に積極的に出向いて地域情報の収集や分析を行い、他の専門部署や関係機関・団体などとも連携を図りながら、総合的な支援を提供する計画である。

川崎市の地域みまもり支援センター設置の背景として、保健師の業務担当制から地域担当制への業務再編があげられる⁵⁾。平成6年に保健所法から地域保健法へと改正が行われて以降、介護保険法の改正による地域包括支援センターの設置など地域包括ケアシステムの推進、特定健康診査・特定保健指導制度の導入、がん対策、自殺対策、肝炎対策、虐待防止対策等に関する法整備など、保健師の活動をめぐる状況は大きく変化してきた。保健医療福祉の連携の必要性が強調される中で、保健・福祉事業の細分化・縦割り化と相まって保健師の分散配置が進み、大都市圏を中心として業務担当制を採用する市町村が増えた。

業務担当制は保健師にとって担当業務に専念することができ、その業務の専門性を獲得し発揮しやすく、効率的な業務運営が可能になるというメリットがある。一方で、施策・分野ごとの事業を展開することが中心となり、行政の縦割り問題が一層深刻化しているという側面がある。活動分野の拡大や業務担当制のため、分野横断的に地域全体を把握し、総合的に事業を展開する保健師機能が低下したのではないかという指摘もある。

たとえば児童虐待や認知症などの深刻化・顕在化した健康問題に対し、個別的で縦割りの対応にとどまっていたり、日々の保健事業をこなすことに忙殺されて、経済格差、健康格差の深刻化や家族機能低下の問題などへの対応が不十分となるなど、健康課題を業務ごとではなく個人や地域全体からとらえ、予防的介入も含めて対応していくという保健師本来の対応が困難な状況が問題視されている。

保健師には、住民の視点で地域全体をとらえて課題を把握することや、より高度化かつ多様化した地域の課題に対応すること、すなわち「地域診断」の機能が期待されている。保健師がその専門能力を十分に発揮して、より質の高いサービスを提供し続けるための体制整備や人材育成体系の構築が全国的な課題とされている。

そうした背景のもと、平成25年4月に厚生労働省健康局長通知で出された「地域における保健師の活動について」および、「地域における保健師の保健活動に関する指針」において、地区担当制の推進が示された。地区担当制を経験したことがない保健師が増加していることや、業務の専門化が進む中で、各自治体が地域に責任を持って効果的な保健活動を推進するため、人口規模や人的資源などの地域の実情にあった体制を構築することが求められている⁶⁾。

川崎市では、平成28年4月から、「地域みまもり支援センター」の開設と合わせて、これまで業務分担制であった保健師を地域担当制に再編し、地域の課題に対して総合的に対応できる体制を構築する。保健師の活動から、各地域にどのような問題が存在していて、どのような解決手段が有効なのかという、地域包括ケアシステムの大枠を観察し、仮説検証していく方針である。

全市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築と、保健師をはじめとした行政職員の地域担当制への再編を包括した政策転換を全国の先駆的に計画しているという点で、川崎市は今後の日本のコミュニティ・ケアのあり方を占う、モデル的先進地区といえるだろう。

3.1.4. 調査の概要

今回の企画調査では、以下を行う。

- ・ 文献および、行政によって公開された統計情報を収集し、川崎市史と統計的データから地域の特徴を概観する。
- ・ コミュニティ・ケア研究や宗教社会学をバックグラウンドとする上智大学チームにより、川崎区を中心とした民間支援活動の現状について訪問調査や参与観察の結果をまとめ、私的領域からの支援の現状をまとめ、今後の調査研究のための基礎資料とする。
- ・ 社会精神医学・精神保健学をバックグラウンドとした東京大学チームにより、川崎区の行政職員を対象としたフォーカスグループインタビューおよび、質問紙調査を行い、公的機関から見える地域課題を検討する。
- ・ 以上に基づき、数年間にわたるプロジェクト研究の方向性について考察する。

- 1) 川崎市行政ホームページ・統計情報 <http://www.city.kawasaki.jp/index.html>
- 2) 岩見良太郎「川崎市の都市計画行政のあり方に関する調査研究」日本共産党川崎市議員団 政策資料 2013年
- 3) 川崎市『第4期川崎市地域福祉計画』平成26年3月
- 4) 川崎市『川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン 一生住み続けたい最幸のまち・川

- 崎をめざして』平成27年3月
- 5) 地域における保健師の保健活動に関する検討会『地域における保健師の保健活動に関する検討会報告書』平成25年3月
 - 6) 厚生労働省健康局長『地域における保健師の保健活動について』平成25年4月19日

3.2. 地域住民ケアをめぐる川崎市史

本節では、明治時代からの川崎市の歴史を略述する。

川崎「市」として市制が施行されるのは大正13年のことであるが、明治後期から都市の原型は形成されていた。したがって、明治期から記述を始めることとする。なお、川崎の歴史については、川崎市の編集・発行のもと、『川崎市史』が刊行されている。本節執筆にあたっては、『川崎市史 通史編3近代』（平成7年）、『川崎市史 通史編4上 現代 行政・社会』を参照するところが多く、基本的には『川崎市史』に依拠していることをあらかじめ断っておく。

3.2.1. 工業都市化

鉄道の開通

明治維新後の川崎宿は、川崎大師の参詣者だけが賑やかで、旅人の往来は減少し、かつて繁栄を誇った東海道の宿場町も荒廃の様相を呈していたといわれる。その川崎に息を吹き返させたのは、文明開化の交通手段、鉄道の開通だった。明治5年5月、横浜―品川間に京浜間鉄道が開通すると翌月に川崎駅が開場し、明治32年には、東日本で初の地方電気鉄道・大師電気鉄道（のち京浜電気鉄道）が川崎町六郷橋―大師停留所の間で営業を開始する。京浜電気鉄道は、蒲田、大森、神奈川などに鉄道を延伸し、京浜工業地帯造成に重要な役割を果たすことになる。

京浜工業地帯の中心をになう川崎に工場が進出するようになるのは、明治の末であった。明治38年、横浜製糖、東京電気が川崎に進出を決めた。川崎は横浜港に近く、横浜―川崎間は水運が利用可能で、原料搬入に便利であり、製品発送の面では鉄道を利用しやすい。このような立地条件が進出の決め手であった。

石井泰助と浅野総一郎¹⁾

川崎を工業の町に。これを町是として進めたのが、石井泰助であった。明治43年、川崎町（現在の川崎区北部）の公金費消事件が発覚すると、川崎町の旧家であり、大地主であった石井泰助が町長に就任。石井は、町長らの俸給半減による負債償却のほか、町勢発展の基本方針として「工場招致」を据えた。そして、工場招致のため、道路新設・整理、治水、水道建設の三大事業を遂行していった。以下、石井町政で斡旋・招聘した代表的工場をあげる。

- ・富士瓦斯紡績株式会社（久根崎競馬場跡地、大正4年）
- ・味の素工場（久根崎、大正2年）

- ・川崎瓦斯株式会社工場（新宿、大正元年）
- ・日本改良豆粕会社工場（東海道鉄橋東側、大正2年）

川崎町に近代的工場が相次いで建設されると、南隣の田島村から鶴見川河口にいたる臨海地帯でも工業化の動きが進展する。浅野セメントや日本鋼管を傘下におさめる浅野財閥を一代で築いた実業家・浅野総一郎は、英米の港湾都市を視察してきた結果、埋立事業に関心を深め、埋立による工場用地の造成、横浜港の整備、運河開削をおこない、京浜間に臨海工業地帯を形成する構想を持ち、鶴見埋立組合（のち鶴見埋築会社、さらにのちに東京湾埋立株式会社）を設立した。明治41年、田島村および町田村の地先海岸に延長2,500間、幅員800間、面積約150万坪の埋立を計画。安田善次郎、渋沢栄一らの協力を得て、大正元年に出願し、大正2年に許可、着手する。その結果、旭硝子株式会社や日本鋼管が当該地に工場を建設するにいたった。

第一次大戦中・大戦後も、川崎では、既存の工場の拡大や重工業部門の工場の相次ぐ新設、京浜運河の整備、新たに臨港地帯を結ぶ湾岸電気軌道・鶴見臨海鉄道が開通するなど、重工業都市化はますます進展を見せていった。

3.2.2. 市政施行—市域の拡大

急速な都市化

大工場が建てられれば、必然的に労働力、つまりは人口が増加する。川崎町の人口を見てみると、明治30年4,871人、明治40年6,300人、大正3年1,106,211,062人と20年足らずで倍以上の増加となっている。人口増加にともない、当然、都市基盤の整備が急務となる。当時の各町村の歳出で大きくなっていったものは、水道関係の土木費や小学校費であった。これらの歳出は、財政基盤の弱い小町村には大きな負担となっていて、たとえば小学校教員の給与の遅滞などもあったといわれる。ちなみに、大正12年の歳入は、川崎町87万円、大師河原村8万円、御幸村7万5千円であり、町村間の格差が歴然としている²⁾。

そこに追い打ちをかけるように大正12年、関東大震災が起これ、川崎も大きな被害を受ける。都市基盤の整備と震災からの復旧という2つの必須事項が、川崎町・大師町（12年に大師河原村から改称）・御幸村を合併させたともいえよう。

川崎では長らく二ヶ領用水から水道を引いていたが、川崎町は多摩川の戸手に浄水場を作り、大正10年から独自に上水道事業を展開。11年には川崎町が大師町・御幸村に対して町外給水をおこない、緊密な関係を築いていた。また、川崎町では、工業化が進む一方で、住宅地・工場地は乏しく、地価の高騰が見られていた。そこで住宅地として適当な御幸村、工場地として適当な大師町を合併すれば、地域の発展は十二分に期待できる。そのような思惑もあって、大正13年7月1日、三町村が合併し、川崎市が誕生することとなった。面積は22.2平方メートル、工場法適用の大規模工場が32、総従業員数10,000人、1工場当たり従業員数300人という工業都市である。合併を機に中学校建設、電力輸送網、道路拡張など都市基盤の整備が急速に進展、京浜工業地帯の中核としての川崎市が確立されていった。

田島町

田島町は日本鋼管や浅野セメントの工場を擁し、川崎町に次ぐ規模を誇っていた。財政的に余裕はあったのだが、人口の急増・工業化の進展で飲料水・工業用水の確保が困難になっていた。川崎市は田島町と合併交渉をおこない、大正14年に共同で水道を管理運営する川崎市田島町上水道組合を発足させ、合併の足掛かりとした。川崎市としては田島町との合併は商工業地として一層のパワーアップが期待できた上に、田島町からも合併の要求が強くなり、昭和2年に合併を果たした³⁾。

中原町・日吉村

大正14年、中原村と住吉村が合併して、中原町が発足した。背景には、関東大震災で倒壊した小学校の再建にあたり、学校統一の気運の高まりがあった。自治体としておこなうべき大規模な事業は、自治体を拡張し、十分な財政のもとで行う必要があるとの認識からの合併であった。昭和4年、川崎市は都市計画を立案する際、将来の人口増加率から現有面積では飽和状態に達することを算定し、中原町・日吉村を都市計画に包含することの妥当性を示している。中原町とは昭和8年、日吉村とは昭和12年に合併に至った。上述の都市計画に中原町・日吉村が編入されて以降の急速な開発の様子を数字で示してみると、東横電鉄は宅地開発として、小杉：9万5,900平方メートル、新丸子：6万7,700平方メートル、元住吉：9万6,294平方メートル、日吉台：61万8,200平方メートルを買収し、宅地分譲をおこなった。さらに、東京にある大学を誘致（日吉台に慶應義塾大学、新丸子に日本医科大学、木月に法政大学）し、鉄道の乗客増大、宅地販売の促進をはかっている。中原町・日吉村は、ともにそれまでの純農村から近郊都市へと変容が進んでいった⁴⁾。

高津町・橘村

高津町と川崎市は、歴史的に、二ヶ領用水の水利関係による深いつながりがあり、町の有力者たちからも川崎市との合併の期待が高まってきたこともあり、昭和12年に合併を果たす。橘村は人口3,063人の小さい農村で、生産物の出荷・生活物資の入手で川崎・横浜両市と深い結びつきがあった。都市化が徐々に進んでいき、諸施設の整備が求められるものの、橘村は財源が乏しかったため、財政的理由から昭和12年、川崎市と合併をはたした。川崎市にとっては、住宅の敷地不足を解決する手立てとして、橘村との合併には積極的であったと伝えられる⁵⁾。

稲田町・生田村・向丘村・宮前村

川崎市の前進である川崎町・大師町・御幸村、中原町、高津町などが属していた橘樹郡は、次々に川崎市と合併する町村があらわれ、残すところは稲田町・生田村・向丘村・宮前村のみとなっていた。この1町3村は、道路・鉄道によって川崎市との結びつきが強まっ

ている地域であった。この地域も二ヶ領用水により歴史的・地理的に川崎市とはつながりが深く、農作物の大半は川崎市に出荷、川崎市の工場従業員の住宅地として今後さらなる関係構築が見込めることが、昭和13年の4町村と川崎市の合併申請理由であった⁶⁾。

柿生村・岡上村

昭和13年、都築郡に属する柿生・岡上・二俣川・新田の4村の横浜市への合併が町村会で取り上げられたが、柿生・岡上の両村は同意せず、両村は議会において川崎市との合併を全員一致で決定した。新市域となった稲田町・生田村・向丘村とは密接な関係にあり、両村から小田急電鉄・南武電鉄を利用して川崎市に通勤する人が増加していたことが、その理由であった。川崎市側は難色を示していたが、両村の県議や村長の陳情活動が奏功し、昭和14年に合併。ここに現在の川崎市の市域が完成した(岡上村は飛び地となっている)⁷⁾。

市域の拡大過程を略述してきたが、合併には、①二ヶ領用水や上水道という水利をめぐる歴史的・地理的つながり、②川崎市の工業労働力への住宅供給地としてのつながり(鉄道の開通と鉄道会社による宅地開発が1セット)、③都市のインフラを整備するための財源確保、という3つの要因を見て取ることができる。また、川崎町を中心とした最初期の川崎市は工業都市であり、その他の地域は基本的に農村か、ごく一部のみ開発が始まっている段階であった。したがって、一つの「川崎市」でも、各地区の歴史的経緯、特色は異なることがうかがえる。

3.2.3. 戦後から現在まで

川崎大空襲

軍需工場がひしめいていた川崎は米軍の標的となり、計4回の空襲を受けたが、なかでも4回目の昭和20年4月15日、B29・194機による市街地空襲は、「川崎大空襲」と称され甚大な被害を及ぼすものであった。1時間49分に及んだという攻撃は、焼夷弾大型約9,000発、小型収束弾約4,000発、爆弾約200発が投下された。3月10日の東京大空襲以降、米軍は人口密度が最も高い地区に対して絨毯爆撃を行うようになったが、川崎大空襲の際も、軍需工場だけでなく軍需工場と労働者住宅が混在する市街地を焼夷弾で焼き払い、工業生産能力を破壊しようとしたのである。

「川崎大空襲」での被害状況は、罹災個数3万3,361戸、罹災工場287、川崎市の全壊476戸、半壊607戸、罹災人口15万4,426戸、川崎市の全人口34万7,236人の半数に近い人が罹災した。破壊面積11.9平方メートル、死者768人、重傷者2,500人、軽傷者1万2,472人。川崎市にとって壊滅的被害といっても過言ではなかった⁸⁾。

空襲で大きな被害を受けた川崎だが、戦後、その立地条件から、あらためて工業都市としての道を復興計画の要とした。戦前は、発展の速度が早すぎたため、計画的な街づくりがなされなかった反省から、秩序立った街並み、防災面・衛生面に配慮した街づくりが目指された。

北西部の開発⁹⁾

川崎市の課題として、戦前から、工業地帯の南部と農村地帯の北西部の格差問題があった。戦後、川崎市は北西部を都市計画地域に指定し、開発を開始した。たとえば、昭和28年には、武蔵溝ノ口駅・登戸駅付近を副都心部商業地域、武蔵中原駅・武蔵新城駅付近を路線商業地域、既存の工場敷地を工業・準工業地域として指定している。そして、公共・民間の開発主体が大規模な区画整理をおこない、都市開発を展開する手法を採用した。

公共側は住宅公団、民間側は小田急電鉄、東京急行電鉄などが担い手となり、住宅公団は百合ヶ丘、東京急行電鉄は宮前地区の田園都市開発などの大規模な宅地開発をおこなった。その結果、昭和30年代には毎年2万人以上、市の人口は増加を続けることとなる。地区別人口増加率は、南部（川崎・大師・田島・御幸地区）13.7%、北西部（中原・高津・稲田地区）28.9%、人口の南北比は30年が56：44であったものが、34年には47：53と、短期間での逆転を見せるまでになった。

公害対策

昭和30～40年代には、工場からの煤煙や石油化学コンビナートが排出する亜硫酸ガスによる公害が顕在化。川崎市では、呼吸器疾患の公害病患者が集中的に発生し、大気汚染がひどかった大師・田島・中央の3地区から他地区へ移転する市民が大量に続出する事態となった。

住民団体「川崎から公害をなくす会」の活発な運動、また、革新首長の伊藤三郎市長も、公害部を公害局に昇格させ、衛生局に公害保健課を設置するなど積極的に公害対策を講じ、昭和47年には川崎市公害防止条例を公布・施行させるにいたった。こうした取り組みの結果、昭和50年代には煤煙や亜硫酸ガスの排出は抑制されるに至った¹⁰⁾。

そのほかにも、公害問題や北西部の乱開発による環境の悪化を受けて、自然環境保全審議会の設置や川崎市緑化対策事業基本要綱の制定、環境アセスメント条例の施行などが40年代から50年代にかけておこなわれている¹¹⁾。

政令指定都市、そして脱工業都市へ

昭和31年、地方自治法に政令指定都市制度が追加されてから、川崎市は100万人都市、そして政令指定都市の指定を受けることが、都市計画の一つ目標としていた。そして、昭和46年8月、札幌市・福岡市とともに政令指定都市に指定され、翌年4月に施行された。行政区として川崎市・幸区・中原区・高津区・多摩区の5区が発足、のち昭和57年には多摩区から麻生区が、高津区から宮前区がそれぞれ区分され、全7区の行政区から成っている。

公害問題などを受けて、新たな工場の増設が制限される工場等制限法や工業密集地域から非工業密集地域に工場を誘導しようという工業再配置促進法が制定されると、川崎は工場の「移転促進地域」に指定された。これは工業の空洞化、労働力＝人口の減少を引き起

こす懸念もあったが、工場の跡地利用は川崎市南部の社会資本整備の好機でもあった。工場跡地には、高層マンションや高層ビル、大規模商業施設、学校などが建設されている。工業の町・川崎は現在、大きな転換期を迎えているといえる。

3.2.4. 社会福祉の歴史

川崎社会館

川崎市全体の流れを概観してきたが、最後に川崎市での社会福祉、社会的弱者へのサポートの歴史に言及する。歴史をさかのぼってみると、工業都市らしく、まずは労働者支援活動があらわれてくる。

工業都市の勃興期を代表する福祉施設として川崎社会館があげられる。大正10年に設立された川崎社会館（当初は川崎匡済館）は、社団法人神奈川県匡済会が建設した労働者支援の施設で、108名収容可能な労働宿泊所、簡易食堂、授産室、診療室、理髪室、相談室、託児室、公設市場、売店からなる大型施設だった。建設資金の大半は日本鋼管、東京電気、明治製糖など川崎に大工場を構える企業から出されていた。大正9年からの戦後恐慌により、川崎でも多くの失業者が生まれた。遠方の地より、単身で川崎に流入してきた労働者は、解雇・病気・けがなどで職場から放り出されれば、そのまま行く当てもなくさまようしかなくなってしまう。そのセーフティネットとして、社会館の果たした役割は大きかった。

社会館は昭和3年、神奈川県匡済会から財団法人平間寺社会事業部に移管（無償譲渡）されることとなった。その後、軍需産業の隆盛にともなう工場労働者の激増に社会館は対応しきれなくなり、昭和14年川崎市労働宿泊所の開始と同時に、社会館は閉館となっている¹²⁾。

戦後も工業都市の道を歩む川崎市にとって、労働者支援は常に課題であった。市は低所得者対象の公営住宅の建設も行っていたが、そこにも入れずに、スラム地帯に住む低所得層も多かった。また、日進町や貝塚に日雇労働者向けの簡易宿泊所が数十軒、軒を並べ、いわゆる「ドヤ街」を形成していた¹³⁾。市としても昭和26年には川崎市立労働会館を建設、その後も労政行政には力を入れており、昭和50年代以降も『川崎市労働白書』刊行や勤労婦人相談、産業振興会館・高齢社会福祉総合センターの開館など多くの取り組みを行っている¹⁴⁾。

戦後の社会福祉

昭和22年に児童福祉法、24年に身体障害者福祉法、25年に改正生活保護法（最初は21年）、26年に社会福祉事業法が公布され、戦後の社会福祉政策の軸が示されると、川崎市も法律に即した対策をとるにいたる。生活保護法に基づく生活扶助は、昭和21年開始当初、3,733世帯、1万1,320人であった。これは全国平均よりもやや高い数値であり、その傾向は高度経済成長期にさしかかるまで続いた。

その他、生活扶助者を援護する施策として、市立保育園を30年度までに11か所に開設している。また、農繁期託児所を季節保育所として整備しなおし、社寺・公会堂などを利用

して開設。保育園だけでなく、母子家庭のための母子寮や母子福祉資金の貸付制度も用意されている。母子寮では、母親のためにカウンセリングを行ない、自立をうながす指導や、児童に対しても寮内での交流促進を図るなど孤立化を防ぐ対策をおこなっている¹⁵⁾。

もう一つ課題となってきたものは、老人対策であった。要保護老人の半数は単身老人で、生活保護法に基づいて収容された老人は昭和26年で70人にのぼった。しかし、当時、川崎市内には養老施設はなく、東京や神奈川県下の私立の施設に委託せざるを得なかった。そこで、28年、高津地区に市立養護老人ホーム施設「恵楽園」を建設、60人の単身老人を収容した。時代を下ると、在宅福祉サービスにも重点が置かれるようになった。今後の超高齢社会においては、より一層在宅サービスの拡充が必要とされることが予測される¹⁶⁾。

革新市長時代の市民福祉施策

昭和46年4月、社共共闘による市労連委員長・伊藤三郎が7選に挑戦した金刺不二太郎市長に4万票の差をつけて破る。いわゆる革新市政の時代である（伊藤市政は平成元年まで）。

伊藤市政は市民福祉の充実、市民生活の向上を最優先として、前述の公害対策・労働行政をはじめ、福祉・保険・医療などに重点をおいた。議会で通過はしなかったものの市民自治と生活を支える政治的権利を求める都市憲章条例の提出や市政への市民参加をうながす区民懇話会の設置など市民重視の姿勢を示した¹⁷⁾。また、伊藤市政では、市民福祉を福祉政策のトップにおき、コミュニティ・ケアを施策に取り入れるのだが、そのためには市民のボランティア活動を促し、一人ひとりが福祉に目を向けることも求めている¹⁸⁾。

具体的には、保育園の拡充、公的だけでなく民間ボランティアグループと協働しての老人福祉サービスの向上、川崎市障害者福祉基本構想の策定、男女共同参画に向けての「川崎市男女共同社会をめざす計画」発表など多方面にわたる取り組みを行っていた¹⁹⁾。また、校内暴力や登校拒否・家庭内暴力など教育問題も当時は深刻化しており、昭和55年には川崎市で金属バットによる両親撲殺事件が発生し、衝撃を与えた。留守家庭児童を見守り、育もうという目的から「川崎市留守家庭児事業」を発足させ、青少年の非行に関しては、家庭教育の充実、問題の早期発見・早期指導など、地域での教育力の向上をはかる諸施策を展開した²⁰⁾。

公害や非行などの社会問題が身近になるなかで、市民ひとりひとりの福祉への高い関心を求めた諸施策により、川崎市民は福祉について当事者意識を持ち、高い問題意識を持つようになったといえることができる。

行政の手からこぼれる人々

行政による社会的弱者の援助を簡単に見てきたが、労働者、母子家庭、高齢者などには注力しているものの、そこからもこぼれおちる人たちもいる可能性は否定できない。たとえば、在日外国人の問題は、『川崎市史』にはあまり紙幅がさかれていない。川崎の工業化がはじまった大正から昭和初期にはすでに在日朝鮮人は、川崎の一角に集住をして

いたといわれ、軍需が高まった時には朝鮮半島から多くの人々が徴用されてきたという。『市史』に紹介されていないということは、戦後、在日朝鮮人やその他外国人に対しては、行政から積極的な介入はなされなかったともいえる²¹⁾。

本稿はおもに行政側の正史である『川崎市史』をまとめたものであるが、そこでは拾い出せない、民衆や社会的弱者の歴史があることは十分留意すべきである。

- 1) 石井については、『川崎市史 通史編 3 近代』第二編 第一章(平成7年3月、川崎市)、『川崎市史』第二編 第一章(昭和43年12月、川崎市役所)を参照。浅野については、同『川崎市史 通史編 3 近代』第二編 第二章を参照。
- 2) 『川崎市史 通史編 4 上』(平成9年3月、川崎市) 8頁参照
- 3) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』18-21頁
- 4) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』21-22頁、39-41頁、130-135頁
- 5) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』135-138頁
- 6) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』138-139頁
- 7) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』140-141頁
- 8) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』220-224頁
- 9) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』361-368頁
- 10) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』446-467頁
- 11) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』537-548頁
- 12) 宇都榮子「戦前期川崎における社会事業の形成展開—川崎社会観の活動を中心に」(『周辺メトロポリスの位置と変容』(専修大学出版会、2010年)所収)
- 13) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』437-439頁
- 14) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』482-483頁
- 15) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』441-442頁
- 16) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』440-441頁
- 17) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』490-502頁
- 18) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』566-567頁
- 19) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』568-575頁、578-584頁
- 20) 前掲『川崎市史 通史編 4 上』585-592頁
- 21) 社会福祉法人青丘社『川崎 在日韓国・朝鮮人の生活と声～在日高齢者実態調査報告書(1998年度版)～』(社会福祉法人青丘社、1999年)『富坂キリスト教センター在日朝鮮人の生活と住民自治研究会『在日外国人の住民自治—川崎と京都から考える』(新幹社、2007年)

3.3. 統計資料から

3.3.1. はじめに

本節では、各種官庁統計を参照しながら、川崎市(および川崎区)の現状について確認するとともに、地域が抱えるケアのニーズ(潜在的な援助希求)の状況に関わる資料を検討する。第2項では、川崎市の概況を把握するため、人口・年齢分布・産業構造などに関連した情報を、政令都市間の比較も交えながら確認する。第3項では、地域のケアのニーズの実態を示唆するような、より個別的な統計資料、とりわけ福祉ケアとの関連性が高いと思われる外国人・高齢者・ホームレス・自殺などに関する統計資料を参照する。

3.3.2. 基礎的統計資料

人口

国勢調査ならびに住民基本台帳の増減を基に推計された、平成26年時点での川崎市の人口は1,461,043人である。区別にみると、中原区（224,363人）が最大で、これに高津区（224,710人）、宮前区（224,648人）、川崎区（219,862人）、多摩区（214,138人）、麻生区（174,659人）、幸区（158,663人）が続いており、人口最大の中原区と人口最小の幸区を比べると約6万人の差がみられる¹⁾。

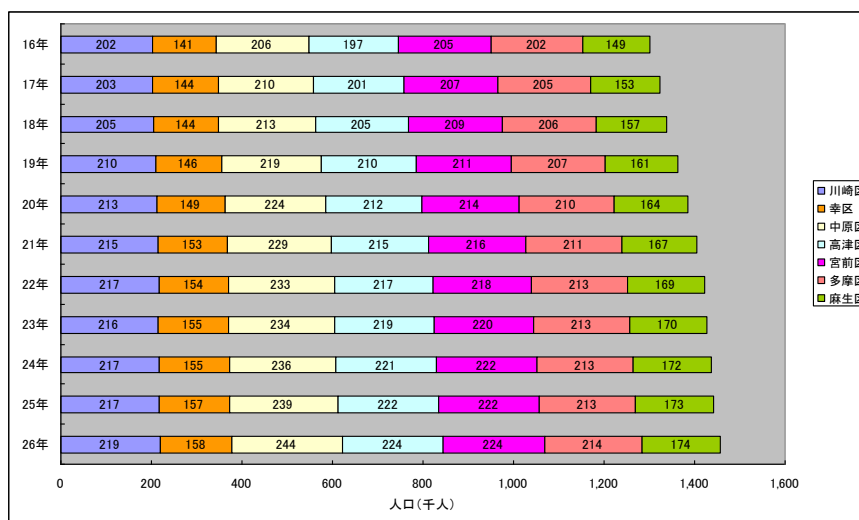


図1：川崎市における区別人口構成比の推移（平成16-26年）²⁾

図1に示した人口の推移をみると、市の人口は平成25年から26年にかけて約12,800人の増加となっており、ここ10年間は一貫して人口増加傾向にあることがわかる。区別にみると、各区の構成比そのものに大きな変動は見られず、全体としては安定した増加傾向を示しているといえる。なお、人口増加の傾向としては、図2に示したとおり、自然増減がゆるやかに減少している反面、社会増減が一定とはいえないものの増加傾向にある。

表1に示されているとおり、全国における20大都市間で比較した場合、川崎市は7位の人口数を誇っている。また、平成22年時点での人口増加数は、49,788人と福岡市に次いで全国で2位の水準となっており、人口規模の成長性は20大都市間でも上位にあるといえる。

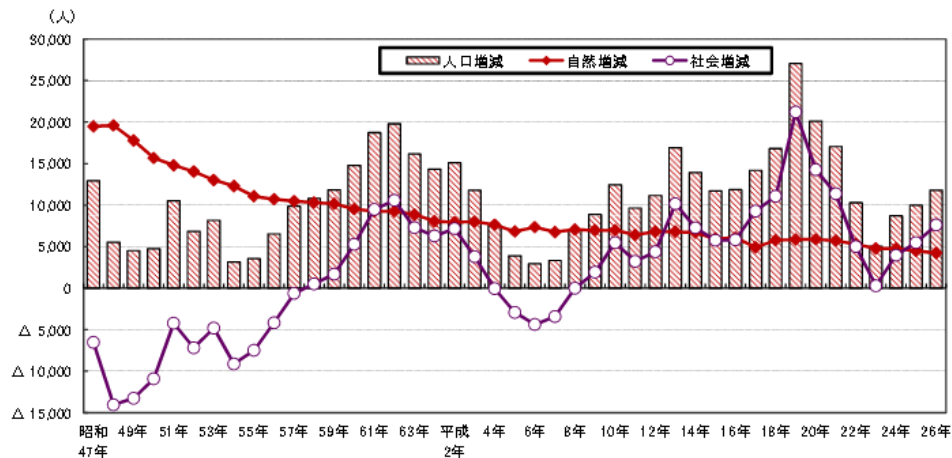


図2：川崎市における人口増減の推移（昭和47年-平成26年）³⁾

	人口(人)	増減(人)
横浜市	3,726,167	△37,394
大阪市	2,691,742	△26,428
名古屋市	2,296,014	△32,120
札幌市	1,953,784	△40,239
福岡市	1,538,510	△74,767
神戸市	1,537,860	▲6,340
川崎市	1,475,300	△49,788
京都市	1,474,570	△555
さいたま市	1,264,253	△41,819
広島市	1,194,507	△20,664
仙台市	1,082,185	△36,199
千葉市	972,639	△10,890
北九州市	961,815	▲15,031
堺市	839,891	▲2,075
新潟市	810,514	▲1,387
浜松市	798,252	▲2,614
熊本市	741,115	△6,641
相模原市	720,914	△3,370
岡山市	719,584	△10,000
静岡市	705,238	▲10,959

表1：20大都市における人口（平成22年）⁴⁾

年齢分布

平成26年時点での川崎市の人口を年齢別にみると、0-14歳の年少人口が185,571人（13.1%）、15-64歳の生産年齢人口が988,540人（70.0%）、65歳以上の老年人口が237,298人（16.8%）となっている⁵⁾。

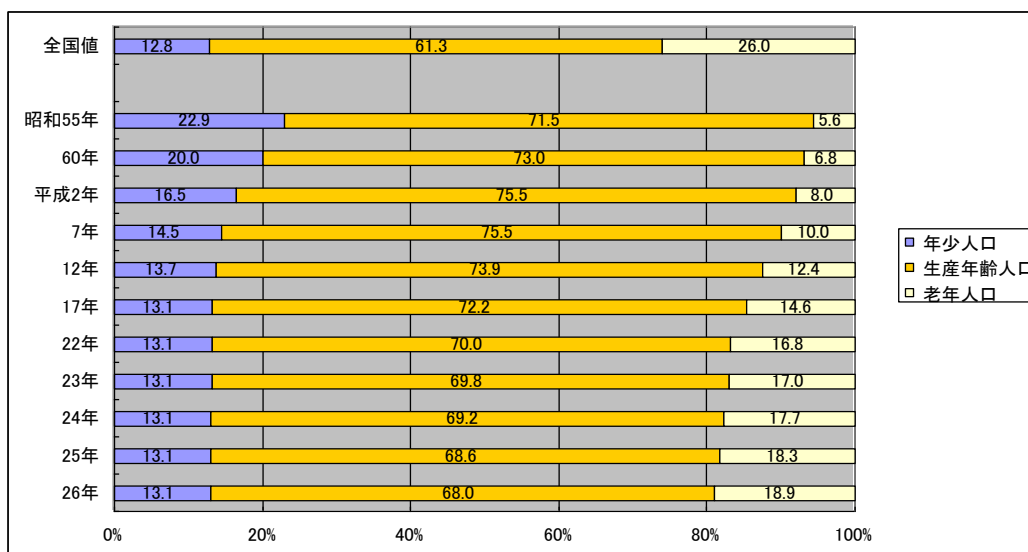


図3：川崎市における年齢分布の推移（昭和55年-平成26年）⁶⁾
 /全国値は平成22年のもの

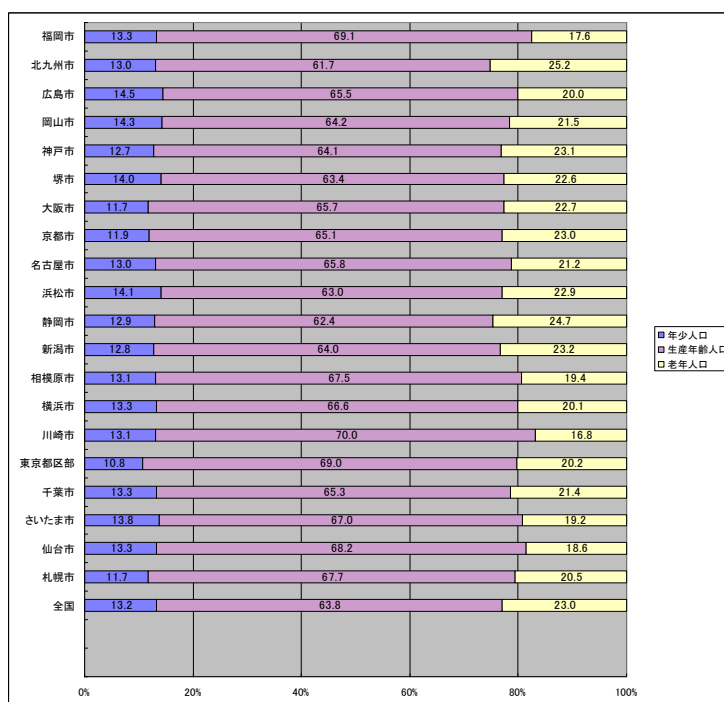


図4：20大都市における年齢分布（平成22年）⁸⁾

図3に示した年齢分布の推移をみると、年少人口がゆるやかに減少している一方で、老年人口は増加するといった高齢化の傾向が看取される。実際、川崎市における平均年齢は、29.7歳（昭和50年）、35.2歳（平成2年）、41.5歳（平成22年）と増加傾向にある⁷⁾。

しかし、図4に示したとおり、20大都市間でみた場合、川崎市における老年人口の比率は全国最下位となっており、大都市の中では比較的若い人口が多い都市であるといえる。

産業構造

表2に示したとおり、平成24年時点での川崎市における事業所数は、総計44,110戸である。産業別に見ると、第1次産業66戸、第2次産業8,538戸、第3次産業34,921戸となっており、大部分が第3次産業によって占められている。年次変化としては、平成3年をピークに減少傾向がみられていたが、平成21年にやや増加し昭和61年の水準にまで回復している。しかし、24年には再び下落しており、やや安定性にかける推移を示している。

図5に示すとおり、市の経済水準を表す市内総生産は、平成20-21年にかけて大きく下落した後、概ね横ばいとなっている。しかし、神奈川県および全国と比べると、平成17年以降、高い値を保っており、相対的に高い経済水準を有していることが推測される。

年次	全産業	全産業 (公務を除く)	非農林漁業 (公務を除く)	第1次産業(個人経営は除く)	第2次産業	第3次産業 (公務を除く)
昭和47年	37 687	37 601	37 554	47	8 012	29 542
50年	38 136	38 035	37 973	62	8 241	29 732
53年	40 691	40 581	40 523	58	8 796	31 727
56年	42 912	42 809	42 739	70	9 405	33 334
61年	44 973	44 862	44 852	10	10 014	34 838
平成 3年	47 119	47 003	46 980	23	10 495	36 485
8年	46 789	46 675	46 651	24	9 956	36 695
13年	43 058	42 920	42 891	29	8 468	34 423
18年	40 260	40 141	40 111	30	7 352	32 759
21年	44 110	43 525	43 459	66	8 538	34 921
24年	…	40 916	40 859	57	7 529	33 330

表2：川崎市における事業所数の推移（昭和47年-平成24年）⁹⁾

3.3.3. 個別的統計資料

外国人

3.2.でも検討されたとおり、川崎市における外国人（とりわけ朝鮮系外国人）は、しばしば社会的弱者として苦境に立たされてきた。では、現時点での川崎市における外国人の状況はどのような様相を呈しているのか。

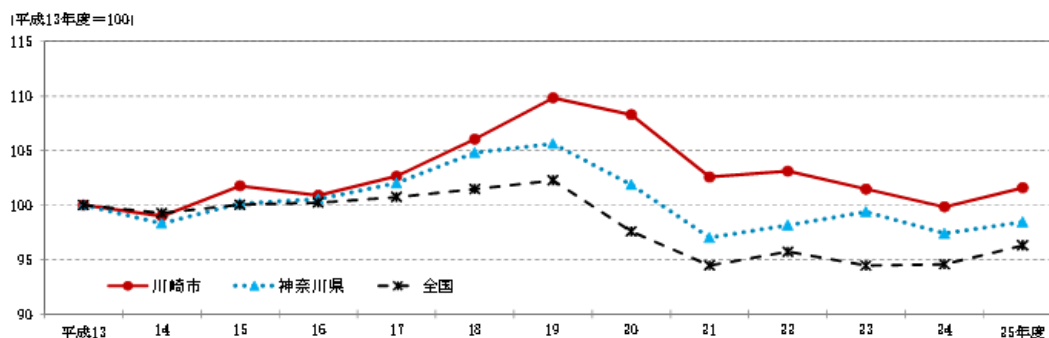


図5：川崎市・神奈川県・全国における市内（国内）総生産紙数の推移／平成13年を100とした値（生産側・名目）¹⁰⁾

法務省が実施した調査によれば、平成26年時点で川崎市には32,889人の外国人が居住している。その内訳は中国系（11,281人）、韓国・朝鮮系（7,886人）、台湾系（880人）、フィリピン系（3,897人）、ブラジル系（759人）、ベトナム系（1,447人）、ペルー系（505人）、アメリカ系（769人）、その他（5,352人）となっており、全体としてはアジア圏からの移住者が多いといえる¹¹⁾。

図6に示されているように、外国人居住者の推移をみると、ここ10年程度で中国系外国人が大きく増加している一方で、韓国・朝鮮系外国人の数は減少傾向にあり、平成21年を境に両者の人口は逆転している。また、その他に含まれる外国人人口は増加傾向にあり、川崎市において住民の多国籍化が進んでいることが示唆されている。

総人口に占める外国人の割合を20大都市間で比較した場合、図7のとおり、川崎市は9番目に高い値を示しているものの、大阪市・神戸市・浜松市などの上位都市とは、やや大きな開きがある。しかし、区別での外国人構成比をみると、川崎区が52.42ポイントと大阪市を上回る値を示している点が注目される。こうしたことから、川崎市（とりわけ川崎区）において外国人の問題を十分に視野に入れることが必要であると考えられる。

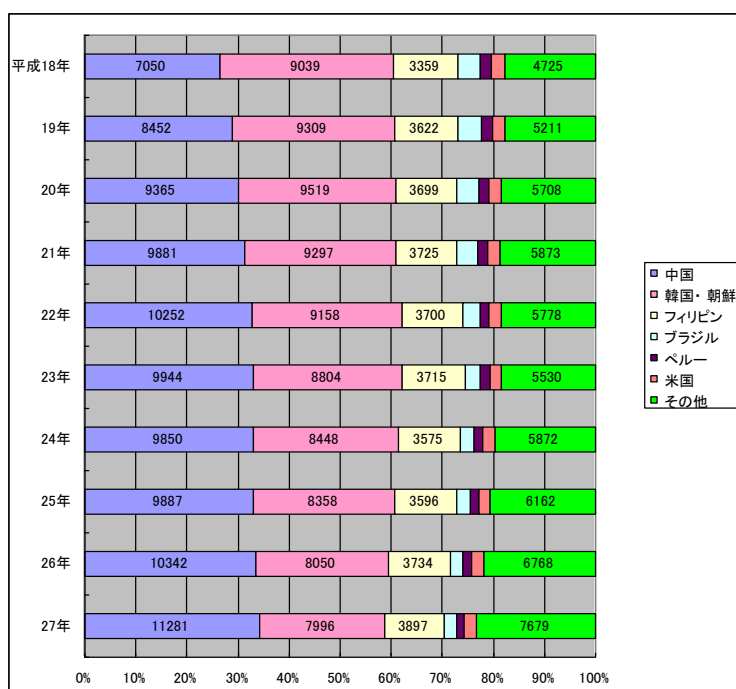


図6：川崎市における外国人構成比の推移¹²⁾

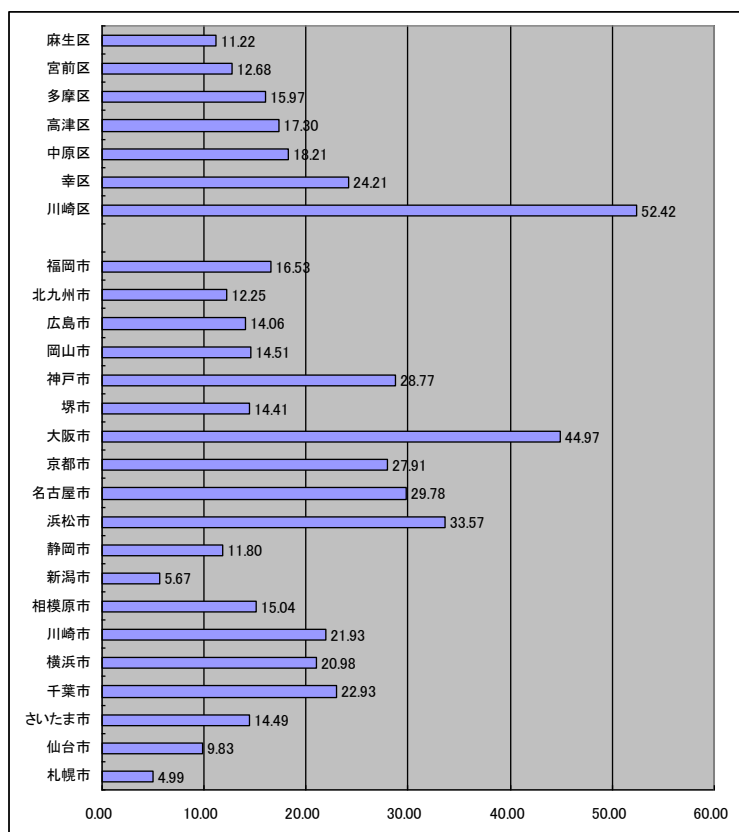


図7：20大都市および川崎市各区における外国人総人口の構成比
(千人あたり／平成22年)¹³⁾

高齢単身者

年齢分布の項で述べたとおり、川崎市は比較的若い人々が多い都市である。しかし、高齢者にまつわる問題が小さいというわけではない。というのも、以下で示すように、高齢者の中でも単身ないしは夫婦で生活する人々の割合が無視できないほど高いためである。

表3に示されているように、平成22年時点での川崎市においては、47,206人の高齢単身者が存在している。年齢階級別人口に占める単身者の割合をみた場合、65-69歳の17.8%、70-74歳の19.0%、75-79歳の21.8%、80-84歳の23.9%、85歳以上の19.4%が単身者であり、総合すると65歳以上の高齢者のうち19.9%が単身で暮らしている。

この割合は、平成2年以降、漸次的に増加傾向にあり、ここ20年の内に、人数でいえば4倍以上の増加となっている。

図8に示されているとおり、全国・その他の地域と比較した場合、川崎市の65歳以上人口に占める単身者の割合は、全国値16.4%を3.5ポイント上回る、19.9%となっている。これは、20大都市間で9番目に高い値である。

年次別 区 別	単身高齢者 総数(人)	各年齢階級別人口に占める割合(%)					
		総 数	65～	70～	75～	80～	85歳
			69歳	74歳	79歳	84歳	以上
平成2年	11 293	12.0	12.1	12.6	12.8	11.5	7.9
7年	16 806	14.0	13.2	15.0	15.3	14.0	10.9
12年	25 127	16.2	14.0	16.5	19.4	18.9	14.8
17年	32 877	16.9	14.8	16.5	19.2	20.9	15.9
22年	47 206	19.9	17.8	19.0	21.8	23.9	19.4

表3：川崎市における高齢単身者の総数および比率の推移（平成2-22年）¹⁴⁾

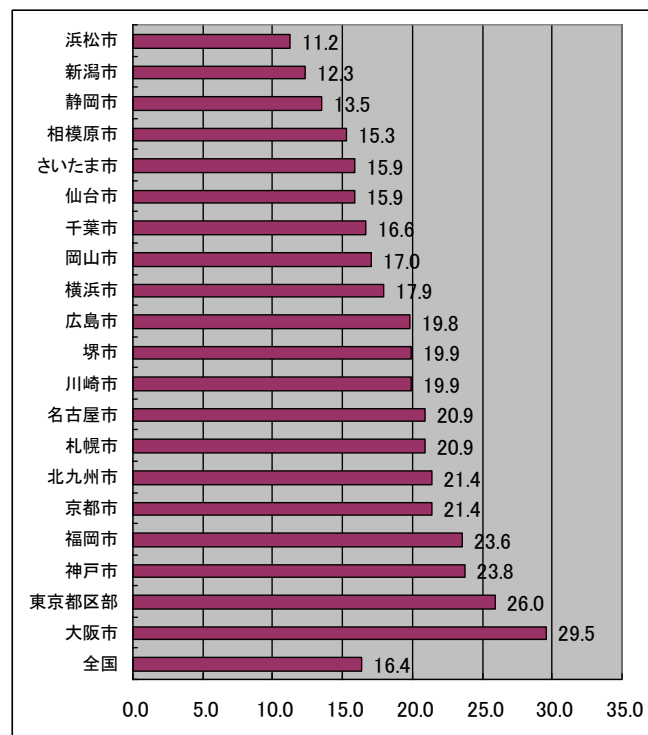


図8：20大都市における65歳以上人口に占める
高齢単身者の比率（平成22年）¹⁵⁾

ホームレス・生活保護受給者

貧困は生活状況の悪化を招き、援助希求を生じさせる重要な要因の一つといえよう。とりわけ、生活費を国からの支援に頼っている生活保護受給者や、固定された居住地を持たないホームレスの人々は、深刻な援助希求を持つと想定される。

まず、厚生労働省が実施した調査では、平成26年時点で川崎市には490人のホームレスが存在していると推定されている。この数は、666人（平成22年）、598人（平成23年）、543人（平成24年）、527人（平成25年）と徐々に減少しているが、憂慮すべき点は存在する¹⁶⁾。

というのも、20大都市間および東京都23区と比較した場合、川崎市におけるホームレス

の人数は、大阪市1,725人、東京都1,581人、横浜市580人に次いで4番目に高いものとなっているためである。また、ホームレス人口を人口千人あたりの比率として図示してみると（図9）、川崎市の比率は4.57ポイントであり、大阪市の10.73ポイントに次ぐ値を示している点が注目される。

つぎに、生活保護者に関して厚生労働省が行った調査によると、平成26年時点での川崎市における受給率は2.21%（総数32,356人）となっている¹⁸⁾。その推移は、平成25年に2.24%（32,371人）、平成24年に2.20%（31,720人）、平成23年に2.14%（30,593人）、平成22年に2.01%（28,720人）と、増加傾向にある。

受給率を20大都市で比較した図10をみると、川崎市の受給率は大都市間の中間に位置する値であることがわかる（9位）。

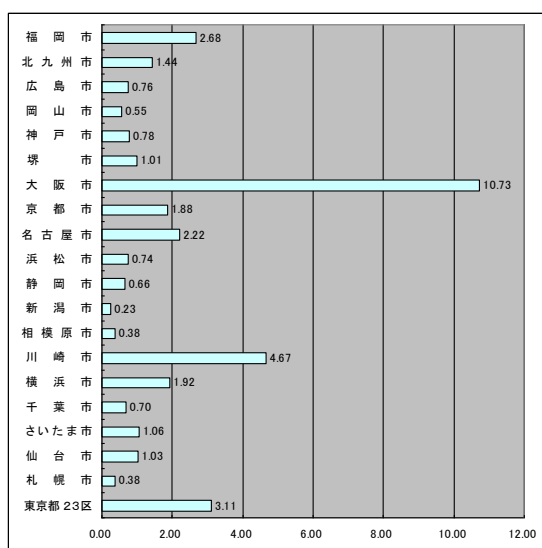


図9：20大都市で総人口に占めるホームレスの比率（平成22年／千人あたり）¹⁷⁾

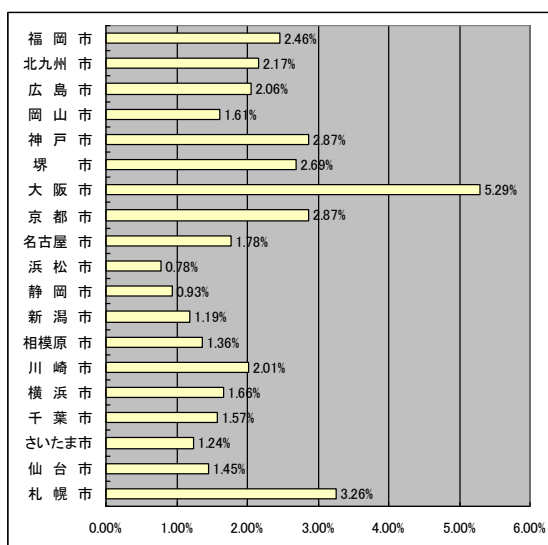


図10：20大都市における生活保護受給率（平成22年）¹⁹⁾

自殺

自殺の動機はさまざまであり、そのすべてが社会的ケアによって対処し得るものとは限らない。しかし、健康問題、経済生活問題が多く自殺動機となっていることから分かるように、自殺の可能性のある人びとに対する援助は可能である。実際、適切な援助の有効性はよく知られており、たとえば、世界保健機関の世界自殺レポートでは、「適時かつ効果的な科学的根拠に基づいた介入、治療と支援により、自殺と自殺企図は予防できるのです」と述べられている²⁰⁾。

図11に示すとおり、川崎市における平成26年時点での自殺死亡率は16.32である²²⁾。この数は、平成22年から減少傾向にあり、かつ全国値と比較して一貫して低い値にある。しかし、川崎区に限った場合、その値は一貫して全国値よりも高い水準で推移しており、平成26年時点で28.91となっている。ここ数年でやや減少傾向あるとはいえ、その下がり幅は一貫したのではなく、依然として注視していく必要があるといえよう。

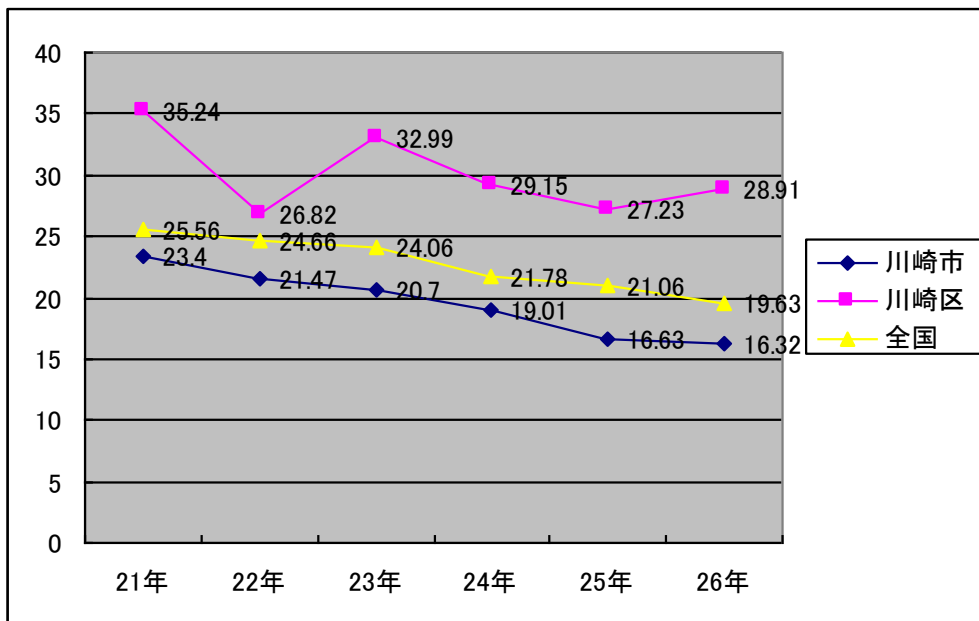


図11：川崎市・川崎区・全国における自殺死亡率の推移²¹⁾

3.3.4. おわりに

以上、弱い立場に置かれがちな人びとについての川崎市の状況を、各種データから概観した。3.3.2.では、川崎市の人口は概ね増加傾向にあり、高齢化の傾向がみられるものの、全国的にみれば比較的多くの年少人口・生産年齢人口を有する都市であることが確認された。また、経済面では平成20年以降に下落の傾向はみられるが、全国値と比べて相対的に高い水準を保っていることが示された。

しかし、3.3.3.では、川崎市が多くの外国人・高齢単身者・生活保護受給者およびホーム

レス・自殺者を有することが確認された。いずれも、全国的にみて中間以上の値を示しており、社会的援助・ケアの大きな課題となっている。

もちろん、川崎市においてはこれら諸問題がさまざまに認識され、〈公〉〈私〉両面から対策が検討され、また実行されてきた。次節以降では、そうした活動の具体的内容のあらましを見て行くことになる。

- 1) 川崎市「川崎市の世帯数・人口」より。これは国勢調査を基数とし、以後の住民基本台帳の増減を加減して推参したものである。平成 17 年、平成 22 年が国勢調査による値、その他は推計値となる。
- 2) 川崎市「川崎市の世帯数・人口」
<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/51-4-3-1-0-0-0-0-0-0.html>
- 3) 川崎市「2014 統計情報 第 8 号 川崎市の人口動態—平成 26 年—」2 頁より引用。
- 4) 総務省「平成 22 年国勢調査 人口等基本集計」より。
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>
- 5) 川崎市「人口・世帯数 年齢別人口 年齢各歳別人口」より。
<http://www.city.kawasaki.jp/200/page/0000010875.html>
- 6) 川崎市「人口・世帯数 年齢別人口 年齢各歳別人口」より。
<http://www.city.kawasaki.jp/200/page/0000010875.html>
- 7) 川崎市「2013 統計情報 第 8 号 川崎市年齢別人口」2 頁より。
- 8) 総務省「平成 22 年国勢調査 市町村別年齢 (3 区分) 別割合順位」より。
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>
- 9) 川崎市「事業所・企業統計調査」、川崎市「経済センサス」より。
<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/51-4-7-4-2-0-0-0-0-0.html>
<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/51-4-7-3-0-0-0-0-0-0.html>
- 10) 川崎市「2015 統計情報 第 8 号 川崎市市民経済計算」5 頁より引用
<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/51-4-6-3-0-0-0-0-0-0.html>
- 11) 法務省「在留外国人統計 (旧登録外国人統計)」より。
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html
- 12) 法務省「在留外国人統計 (旧登録外国人統計)」より。
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html
- 13) 法務省「在留外国人統計 (旧登録外国人統計)」より筆者が算出。なお、算出にあたっては、「平成 22 年国勢調査 人口等基本集計」における各自治体の人口確定値を用いた。
- 14) 総務省「平成 22 年国勢調査 人口等基本集計」より。
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>
- 15) 総務省「平成 22 年国勢調査 人口等基本集計」より。
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>
- 16) 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査 (概数調査)」より。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/63-15.html>
- 17) 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査 (概数調査)」より筆者が算出。なお、算出にあたっては「平成 22 年国勢調査 人口等基本集計」における自治体の人口確定値を用いた。
- 18) 厚生労働省「被保護調査 被保護人員・性・都道府県—指定都市—中核市別」より筆者が算出。なお、算出にあたっては、「平成 22 年国勢調査 人口等基本集計」における各自治体の人口確定値を用いた。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/74-16.html> (被保護調査)
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/> (平成 22 年国勢調査)
- 19) 厚生労働省「被保護調査 被保護人員・性・都道府県—指定都市—中核市別」より。

- 20) 世界保健機関（自殺予防総合対策センター訳）『自殺を予防する 世界の優先課題』国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所、2014年、2頁。
- 21) 内閣府自殺対策推進室「自殺の統計」より。これは、警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づいて、内閣府が集計を行ったものである。
<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/toukei/>
- 22) 自殺死亡率は、自殺者を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したものである。

3.4. 〈公〉からの調査 川崎区の行政職員を対象としたフォーカスグループインタビューと質問紙調査（東大チーム）

3.4.1. 背景

前述の通り、高齢化や世帯の小規模化などの〈私〉的領域の変容にともなう市民のニーズの多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化の進行に対して、川崎市では高齢者に限らない全市民を対象とした地域包括ケアシステムを構想している。すでに述べたように川崎市では平成28年4月から地域みまもり支援センターを各区役所の保健福祉センター内に設置することとしているが、これは、平成25年4月の厚生労働省健康局長通知「地域における保健師の保健活動に関する指針」にも対応したものになる。すなわち、川崎市は総合的な支援体制を構築するために保健師の地区担当制への再編を推進していくという国の方針とも合致する形で、全市民を対象とした地域包括ケアシステムを構想しているという点で、今後の日本の自治体のモデルケースとなりうる改革を行おうとしているといえる。

こうした地域社会の潮流の中での川崎市の行政改革に伴走する形で、全市民を対象とした地域包括ケア体制構築のための基礎資料を得るために本研究を行う。企画調査では、川崎市川崎区という都市型コミュニティにおいて、多様で見えにくい援助希求と支援を把握するために、（1）行政において対人支援を行っているスタッフに対する半構造化フォーカスグループインタビュー（研究1）、（2）対人支援業務にかかわる行政職員を対象とした質問紙調査（研究2）を行う。

3.4.2. 方法

3.4.2.1. 研究1：行政において対人支援を行なっているスタッフに対する半構造化フォーカスグループインタビュー

川崎市健康保健局障害保健福祉部、および、川崎市と相談の上、行政において対人支援を行なっている職員の中から川崎市の地域の現状について特に広い知見を有すると思われる職員を抽出し、半構造化フォーカスグループインタビューを行った。インタビューは2回に分けて行い、1回目は主に生活保護担当ケースワーカーを中心とし、2回目は保健師を中心とした。対象者の了解を得てICレコーダーに録音し、逐語録を作成した。

半構造化フォーカスグループインタビューによって得られた逐語録から、行政職員が語った「困難事例の原因分析」と、「支援における現在および今後の課題」について抽出・整理した。

【インタビューの質問項目】

- ・参加者の主たる活動内容とおもな利用者像
- ・困難事例の紹介、困難さの原因分析
- ・他の支援者との役割分担や協働の実情や課題
- ・現在の支援の中で課題を感じているところ、改善策
- ・今後課題になると思われるテーマ

3.4.2.2. 研究2：対人援助業務にかかわる行政職員を対象とした質問紙調査

フォーカスグループインタビューの内容および地域精神保健の先行研究をもとにリサーチクエスチョンを検討し、ブレインストーミング法およびKJ法を用いて測定項目を絞り込み、なるべく短時間で施行可能な行政職員を対象とした質問紙調査票を作成した。この際、質問紙の内容について中心的な行政職員とも意見交換を行い、現場の問題意識や課題を可能な限り反映させた。対人援助に従事する行政職員（福祉事務所・保健福祉センター、福祉事務所・生活保護、精神保健福祉センター）を対象として、自記式無記名質問紙調査を行った。なお、調査は返信用封筒を含む調査票を郵送法にて配布し、返送をもって調査への同意とした。本調査は東京大学医学部倫理委員会の承認を受けた（承認番号：11167）。

【測定項目】

質問紙調査の調査票は資料T1として添付した通りである。調査票には、

- ・回答者が行っている対人援助の内容（対応人数、このうち多様なニーズがある者の数、相談窓口が違うと思われるものの数）
- ・困難事例に関して（困難事例の割合、困難事例の増減、困難事例の背景、困難事例による回答者の負荷、死亡にともなう対応に関して）
- ・連携に関して（連携先、連携の困難の有無、困難の要因、連携の向上のための方法）
- ・自由記述（よりよい地域づくりのためのアイデア）

などが含まれる。

3.4.2.3. 倫理的配慮

本研究は、研究1：フォーカスグループインタビューと、研究2：質問紙調査からなるため、それぞれについての倫理的配慮を記載する。

研究1：フォーカスグループインタビュー

はじめに参加は任意であり、参加しなくても不利益をこうむることはないこと、参加後も撤回可能であること、録音することを十分に伝え同意を得た。またいかなる理由であれ、参加者が途中で中止を希望するときには速やかに中止することを開始時に伝え、不快を回

避した。実施時には、複数名で行うこととして、参加者の体調・疲労状態を観察し、安全に調査が実施できるように対応した。録音内容は逐語録を作成するが、その際発言者が特定されないように個人情報を削除した形で作成した（連結不可能匿名化）。

録音および逐語録は、東京大学精神神経科第4研究室のLANに繋がれていないパスワードロックのかかるスタンドアローンのパソコン内に保存する。研究終了後5年後に破棄する。

研究2：質問紙調査

調査票、研究内容の説明書、切手をはり宛名書きのされた返信用封筒を対象者に渡し、説明書を読んだ上で、無記名質問紙調査票の返送（郵送）をもって研究参加への同意とみなす。無記名であるため個人情報は生じない。

返送された調査票は電子データとして東京大学精神神経科第4研究室のLANに繋がれていないパスワードロックのかかるスタンドアローンのパソコン内に保存する。研究終了後5年後に破棄する。

3.4.3. 結果

3.4.3.1. 研究1（フォーカスグループインタビュー）

川崎市において対人援助業務に携わる行政職員（ケースワーカー、保健師、それぞれ5名前後）を対象に半構造化フォーカスグループインタビューを行った。インタビューを通して、公的支援者が地域・市民のために真摯に最善を尽くして働く中で、現代社会の変化に戸惑いつつも、新しい時代に即した〈公〉の役割を模索していることが明らかとなった。聴取内容は多面的で地域の実情に即したものであり、どれも真剣な検討に値する。しかし本研究の遂行のために、「困難事例の原因分析」および「支援における現在および今後の課題」の2つの観点から要点を抽出した上で、市民の多様で複雑なニーズを行政職員の視点から浮き彫りにすることを試みる。

【困難事例の原因分析】

簡易宿泊所街の存在などとも関連して、川崎区には特に低所得者が多く存在している地域もある。さらに、外国籍、多産、虐待とその連鎖、家庭内暴力、風俗勤務、アルコール問題をはじめとした多様な精神疾患、生活保護、ホームレス、関係性の貧困などの多様な困難が存在し、複数の困難を抱える人もまた多い。以下にそれぞれの困難要素に関する行政職員の現場実感を抽象化・一般化して記載する。

○簡易宿泊所街

簡易宿泊所街に住む人々は、高齢化が進んでおり、単身者が多く、家族とのつながりが極めて薄い方が多い。アルコール問題を抱える人が少なくない。刑期を終えて出所した後

に川崎を訪れる方を支援したという経験を有するものもいる。援助希求がしづらい方が多く、自分に支援が必要だということもわからない人が多い。

○外国籍

川崎地区、田島地区を中心に、外国籍の住民が多く暮らしており、児童の半分程が外国人である小学校も存在する。特に川崎区には母国語しか話すことができない人も多い印象があり、窓口での援助や医療受診などのサービス利用において、言語の壁による困難を抱えている。在日韓国・朝鮮籍外国人を中心としたマイノリティ支援の団体や、中原区には国際交流センターも存在しており、行政主導で外国人のための育児教室を開くなどの支援体制が存在しているが、それでもすべての言語に対応した通訳が確保できる状況にはなく、行政窓口での対応が困難であることは多い。

○児童虐待・家庭内暴力

児童虐待・家庭内暴力は、緊急性を要する事例も多く、最も困難な課題の一つといえる。外国籍や風俗勤務の女性を中心に、出産費用のない妊婦が多く、そのような方には精神疾患や知的な問題、虐待歴などが重複していることもしばしば経験される。ホームレス状態にあり、妊娠しながら風俗勤務を続けて暮している方なども存在する。他の地域から川崎に流入してくる方もおり、シェルターなどを利用しても長くとどまることができず、住まいが安定しない中で支援も途切れ途切れになってしまうことも少なくない。産後、児童への虐待のために児童相談所で保護となるケースもまた多く、虐待の世代間連鎖が明らかに存在している。そのような人達ほど母子共に援助を求めづらく、援助されることのできるという感覚も薄いと思われる方に対して、どのようにして支援を届けられるかという点は行政職員を悩ませている。川崎市では待機児童ゼロを掲げているが、若年人口は増え続けており、保育園に入れるのであれば働きたいと訴える母親は存在している為、行政の不断の努力にもかかわらず潜在的な待機児童がゼロであるとはまだ言えないのが実態である。

○精神疾患

精神疾患を持つ人は、知的な問題やその他の社会的な困難も複合的に抱えていることが多い。家族の複数のものが何らかの病気を持っており、キーパーソンが存在しないケースなども少なくない。家族が高齢となり、要介護状態となり、地域包括支援センターの職員等が訪問すると、引きこもりの子息の存在が発覚することなどがある。そのような場合、しばしば引きこもっているものは精神疾患や身体疾患を患っているため、ケースワーカーや保健師が中心となって受診の支援などを行うが、家族のサポート力の不足などもあり、関係性の構築が難しい例もある。自傷他害の恐れが存在するなどによる強制的入院の適応となるほど精神症状が強くないながらも、継続的なサポートが必要となるケースは多く、そのような方ほど困難を困難と認識して援助希求することも難しい。その一方で、行政職

員は多忙な業務の中で丁寧に複雑な調整を要するケースワークに向き合う時間がとりづらく、支援の困難を感じることもある。

○生活保護世帯

生活保護を受給している単身者等に対して就労の指導などを行った後に、姿が見えなくなり、他の自治体へと転々としてしまうケースが少なくない。関係性の貧困から、経済面以外の生活の支援を行う人が周囲にいない方が多いため、密なケースワークを本来的には必要とするが、一人の生活保護ケースワーカーが担当する住民の数は多く、個別のケースワークを行う業務上の余裕が持てず、生活の立て直しにつながる深い支援を行うことが困難である。不正受給がマスコミでは話題となっているが、実際にはそのようなケースの割合は極めて低い印象を持っている。支援の基本は相互の信頼関係であるため、厳しく詰問してしまうと良好な関係性が構築できず、支援に悪影響を与えてしまうこともある。

○ホームレス

ホームレス状態にある人は、家も家族もない中で、自らの身体的健康に気を使うことも困難であり、結核をはじめとした健康問題を抱えることが多い。支援につなげる必要性が大きい一方で、支援を受けることを拒んでしまう方も多い。医療につながらないため、疾患を持っているかわからない場合もしばしばある。アルコールの問題や精神疾患を持つ可能性が疑われる方もいるが、ホームレス同士のコミュニティの中での互助で暮らしが成り立っている人も存在する。結核の罹患率も高く、抗結核薬のDOTS(直接服薬確認療法)を行政主導で行なっている。支援希求しづらく、支援を拒んでしまう方が多いが、DOTSで毎日顔を合わせることで支援者との良いつながりとして機能し、その後の支援へとつながることもみられる。

【支援における現在および今後の課題】

○多職種・多機関連携と協働の困難

行政機関内の他部署との連携においては、各分野や職種によってケースに対する見方や用いる専門用語が違い、コンセンサスがとれず、ケースの対応に支障が生じることがある。

多機関での連携会議を開催するにあたって、誰が主な支援者として音頭をとるかなど難しい面を感じる。組織同士の間に関係性があるというよりは、個別の事例を通して組織同士が一緒に動くことで連携ができることが多い。特に民間支援団体との連携においては、情報の共有や管理が課題である。

○地域社会の支援やつながりの貧困

川崎市は区によって地域性が大きく違うため、同じ市内でも抱える課題が多様であり、都内や横浜市との人の移動も多いが、区をまたいでしまうと支援の継続性が保たれないという困難が生じる。

地域づくり型保健活動（SOJOモデル）を採用したワークショップを開催し、「課題から入るのではなく、区のあるべき姿から考える」地域づくりを推進し、「健康づくりサポーター」を作った。非常にうまく機能しており、男性中心の地域づくりグループや、障がい者もうまく包摂した身体活動促進のグループなどの市民活動が盛んである。これまで参加できなかった人達の参加を積極的にうながすなど、自主的なモチベーションが区民の中で育っており、行政職員もやりがいを感じている。自主的な居場所作り、支え合いグループも多く存在しているが、積極的に促進してきた方が高齢化していく中での世代交代が課題であり、後継者問題が懸念されている。民生委員なども、請け負う人が少なくなるなどから力が弱まっている地域もみられる。

銭湯が人のつながりとして機能している一方で、地区によっては銭湯が少なくなり、「銭湯難民」が出現して入浴のみが目的でデイサービスを利用せざるを得ないなどの地域間格差も生じている。そのような人のつながりを支える地域の機能を行政が後押しして活性化させることなど、今後も継続的に取り組むことでより良い地域づくりにつながる可能性も感じている。

○地区担当制への業務再編に向けた期待と不安

平成28年4月から保健師の業務は「地区担当制」へと移行する予定である。地区社会福祉協議会や中学校区程度の地域をそれぞれチームごとに担当することになる。地域を包括的に支援できるようになる期待の一方で、地区担当制を経験したことのない保健師も多い為、業務の混乱が生じることに不安を抱いている。特に川崎で困難事例の多く、保護を含めた緊急度の高い業務が求められる児童虐待の対応に追われるのではないかと懸念される。

○死後の対応に関する困難

孤独死も増えており、死後に遺体や遺骨の引き取り手のいない方も多く、福祉事務所に引き取り手のない遺骨がたくさんある。

【市民の多様で複雑なニーズ】

インタビューを通底して、ニーズの多様化や複雑性のために従来の支援では十分に対応できないケースが多いことが示されており、現代社会や都市型コミュニティの課題としてしばしば示される「ニーズの多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化」という事象は、川崎市川崎区においても大きな課題であることが確認された。そして現場の援助者の経験からは、新たな社会的課題と思われる「市民の援助希求の多様性・援助希求の困難」が多く聴かれた。これは、自らの困難を認識できないために援助が必要だとわからない、どこに援助を求めればいいのかわからない、援助者と安定的な人間関係を構築できないために支援が継続しない、といったように、適切に援助希求することができないために、

問題解決が一層困難となっているようなケースのことである。そのような状況で行政職員が真摯に働き支援しながらも、自らの機関だけでは支援しきれない事例を抱えて支援上の困難を感じている様子が伺えた。

3.4.3.2. 研究2（対人援助業務にかかわる行政職員を対象とした質問紙調査）

主要な結果を以下に記す。

【回答者の属性】

196名に配布し、98票を郵送にて回収した（回収率50.0%）。回答者の平均年齢は37.7歳（標準偏差9.8）で、男性が46名（47%）、女性が52名（53%）であった。

【回答者の対人援助業務の実態】

回答者からみると、平均すると37%の対象者が多様で複雑なニーズをもつとされた。また26%がその部署以外で対応することが望ましい（不適切な部署に相談に訪れた）者であった。援助希求が難しいと思われた者も23%に上った。

【困難事例】

回答者からみると、過去1年の間に対応したもののうち平均すると26%は困難事例と認識されていた。困難事例に多く対応したと回答したもの（60%以上が困難事例と回答したものは、特定の部署や職種とは関連しなかったが、対人援助経験年数が多い傾向を認めた（ χ 二乗検定、 $p=0.03$ ）。回答者の42%が困難事例は増加傾向であると回答した（図1）。困難事例の要因としては、多く回答のあったものから順に、対象者の幼少期の困難（74%）、家族のサポート不足（71%）、地域社会の支援の不足（51%）、公的機関の支援の不足（47%）、があげられる（図2）。

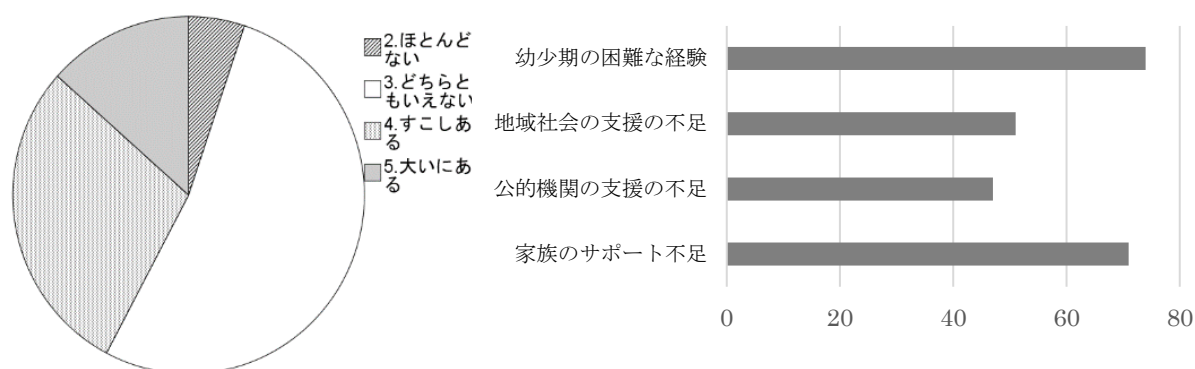


図1 困難事例の増加

図2 困難事例の関連要因

困難事例が精神的負荷であるとしたものは78%に上った。同時に、94%の支援者が、自身が職場の同僚や上司、あるいは関係機関などに相談し、支援を受けたと回答した。困難事例が多く、苛酷な環境で働く中で、支援者同士が助け合っている実態がうかがえる。

支援対象者が亡くなった後の遺族への対応などで困ったことがあるものは38%であった。また遺骨の引き取り手がないなどで困ったことがある支援者は53%であった。これらは生活保護関係の回答者で多い傾向が見られた。社会の単身化、無縁化、多死化などの現代社会の変容の中で、対象者が亡くなった後においてもなお支援者がすべきことがある可能性が示唆されよう。

【多機関連携】

連携先として多くあがったのは多いものから順に、区役所保健福祉センター（92%）、医療機関（85%）、地域包括支援センター（66%）、児童相談所（58%）、精神保健福祉センター（51%）、警察（46%）、小・中・高等学校（42%）、民生委員・児童委員（40%）、NPO（34%）、ホームレス自立支援センター（33%）であった（30%以上のみを記載した）。

回答者のうち70%のものが過去1年に協働・実績がうまくいかないと感じたことがあった。連携がうまくいかなかったと回答したもののうち、個人情報保護が関連しているとしたものは29%、情報共有ツールの不便さが関連しているとしたものは30%であった。

多機関連携がうまくいくための要因として、顔の見える関係づくりが大切だとしたものは88%であり、自身のスキルの向上が大切だとしたものは85%であった。

結果の詳細は添付資料T2を参照されたい。

【質問紙の自由記載欄】

質問紙調査票の自由記載欄に記述された内容から要旨を抽出してまとめた。多職種・多機関の連携・協働は多くの職員によってなされており、職員同士の助け合いも多く見られる一方、うまくいかなかった事例もあることが示されており、その要因を聞いた。

○多機関連携・協働がうまくいかない要因として考えられるもの

- ・機関同士の支援体制や方針、考え方の違いが大きく、お互いの業務内容や、できることとできないことについて相互によく理解していない。
- ・機関同士のつながりがなく、顔が見えない関係で話をしづらい。
- ・担当業務の境界が曖昧であり、押し付け合いが生じることがある。
- ・困難事例ほど関わる機関が増え、より支援が複雑になり、連携がうまくいかないということがある。
- ・個人情報の共有の難しさ(たとえば、生活保護などの財産に関わる情報など)。
- ・どの機関や部署もそれぞれ業務に追われており、他部署や他機関からの相談に十分に対

応する余裕がない。

- ・相談や支援がワンストップでなく、ぶつ切りになってしまう。
- ・生活保護世帯の場合、生活保護ケースワーカーにケースワークや責任が丸投げになっていると感じることが多い。
- ・連携会議を行おうとしても、機関を超えて時間を合わせる事がなかなか困難である。
- ・人材不足、支援者の力量不足、必要な専門性の欠如。
- ・協働してうまくいった体験の不足。

○より良い地域づくりに向けた意見

- ・困難事例では多くの場合、精神疾患が関わっている。「精神」というだけで苦手意識の強い職員も多く、事例検討の機会もないためスーパーバイズを受けられずに埋もれていき、より困難になってから表面化する事がある。顔つなぎを兼ねて多職種・多機関で事例検討を重ねる機会が欲しい。
- ・地域の中でニーズが潜在化しているため、支援機関がアウトリーチすることが必要であり、そのための人材育成とシステム構築が必要である。
- ・主役を支援対象者として考え、多機関連携で各々の役割を果たし、成功事例を積み上げていくことで顔の見える関係性を構築することが信頼と人材育成につながる。それをもとに地域の課題を共有し、地域づくり(絆・ソーシャルキャピタルの醸成)を同時進行で進めていけると良い。そのような業務を、見える化するシステムが課題である。
- ・他の自治体や福祉分野のベストプラクティスを、国をあげて情報共有できる仕組みが欲しい。
- ・教育からみなおして「福祉」について市民が学ぶことが必要であると感じる。高齢者介護や障害などを当たり前のこととして知り、正しい知識を得て身近なこととしてとらえてもらう機会が「住民の意識の醸成」のために必要である。
- ・入退院の付き添いや手続き、介護サービスの導入や契約手続きを支援する後見的役割を担うサービスの提供、金銭管理支援の充実などの福祉サービスの強化が必要。
- ・地域がもともと持っている強みを活用したり、さらに伸ばしていく視点で考えた上で、時代に合ったシステムを作っていくことが必要。
- ・援助職同士が「助けて」と言いあえてお互いに支え合える空気や仕組み作りが必要。

3.4.4. 考察

市民の抱える困難を知るために

現代社会においてニーズの多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化のためますます見えにくくなる援助希求を可視化し、必要な介入・支援を明らかにすることが、よりよい社会の構築のためには必要とされる。

介入・支援が必要な人はどこにいるのだろうか。これを明らかにするためには、地域住

民を対象とした悉皆調査や、ランダムサンプリングの手法では十分にニーズに接近することが難しい。実際に地域在住高齢者の健康に関する郵送法を用いた健康調査においては、未返送者こそがハイリスク群であることがすでに示されている²⁾。フォーカスグループインタビューでも示されたように、問題の変化・深刻化は制度を超えており、市民の潜在ニーズの実態を可視化することは困難をとまなう。この課題を乗り越えるためには、1) 研究者だけが調査に関わるのではなく現場の支援職員と密に協働すること、2) 対象に迫りつつ段階的に手法を修正し調査することの2点が必要と考えられる。

そのため今回の企画調査では、まずは第一段階として支援者に質的インタビューを行い、市民の抱える援助希求の多様性の実態を、現場の支援者の目線で把握した。第二段階として、インタビュー調査で得られた知見をもとに、行政職員を対象とした質問紙調査を行った。質問紙の作成においては、行政職員と意見交換を密に行い、現場の問題意識を反映させるよう努めた。したがって、今回の企画調査そのものが、制度をこえて問題が変化・深刻化していることの行政と研究者の間の共有プロセスであった。公/私の新たな協働の仕組みづくりのために、川崎における〈公〉の準備は一層整ったといえよう。

援助希求とニーズの多様性について

インタビューの結果から、通常の定型的な支援（すなわち当人が、Aが欠如しているのでAを提供してほしいと支援者に要請するというような）では対応困難であり、さまざまな支援者がなかなかうまく支えることができないケースほど、最終的には行政の対人援助の窓口で紹介されることになるということがうかがわれた。行政は対人援助の最後の砦としての機能も持っているといえる。また、複合的な問題を抱えている人ほど援助希求の多様性・困難さも抱えており、よりいっそう支援を困難にし、支援者の視点から必要と考えられる支援がなかなか届きにくいと感じられる傾向にあった。

質問紙調査において、対人援助に関わる行政職員の視点から、37%の対象者が多様で複雑なニーズをもつとされた。また26%がその部署以外で対応することが望ましい（不適切な部署に相談に訪れた）者であった。援助希求が難しいと思われた者も23%に上った。

行政職員が実際に、多様で複雑なニーズ、あるいは援助希求が多様で困難なケースに対応していることが示された。ニーズや援助希求の多様性に対する現場の実践をいかに制度として社会制度内に実装していくかという課題が明らかとなった。

困難事例に関して

これまでも高齢者ケアにおける困難事例が増加していることが指摘され³⁾⁴⁾、その要因分析が行われてきた。困難事例を生じる背景としては、事例に内在する要因として「高齢」「独居」「虐待」「医療依存」「終末期」「認知症」「複数疾患」「介護者にも疾患がある」「家族関係」が、状況に内在する要因としては「介護力不足」「家族が非協力」「家族内意見不一致」「本人の拒否」「家族が拒否」「経済問題」「サービスの過剰要求」が

あげられている。

本研究において、インタビュー調査により、現場の支援者の視点から困難事例と認識されるケースの要因分析を行った。「簡易宿泊所街在住」「外国籍」「虐待とその連鎖」「家庭内暴力」「性風俗特殊営業」「アルコール問題をはじめとした多様な精神疾患」「貧困」「生活保護受給」「ホームレス」「関係性の貧困」などの多様な困難が存在し、複数の困難を抱える人が多いことが示唆された。これらは川崎市川崎区の地域性を反映した、市民の抱える切実な課題でもあったと考えられた。

これらの川崎区的地域性を如実に反映した課題を抱えるケースが、対人支援の現場で困難事例化する原因を知り、今後に必要な対策を検討するため、困難事例に関する質問紙調査を行った。質問紙調査の結果、行政職員は、過去1年の間に対応したもののうち26%を困難事例と認識していた。回答者の42%が困難事例は増加傾向であると回答した。困難事例の要因として想定した要素のうち、原因と思われると回答した対象者の多い順に並べると、幼少期の困難（74%）、家族のサポート不足（71%）、地域社会の支援の不足（51%）、公的機関の支援の不足（47%）であった。

本研究において、高齢者に限定されず、全市民を対象とした対人支援の現場において困難事例が増加していることが示された。多様で複合化された問題を抱え、家族のサポートの不足する中で困難事例化するケースが多い中で、全市民を対象とする地域包括ケア構想によって、私的領域の支援を補完する新しい協働が構築されることにより、いかなる変化が地域社会に生じるか、公/私の「間」という空間がどのように生成するのか、引き続き調査を行いながら検証を続けていく必要がある。

質問紙調査において、対象者の幼少期の困難が現在の困難事例化と強い関連を持つと現場の支援者から認識されている点は、ライフコースの観点から興味深く、貧困や虐待の連鎖の存在を裏付ける結果といえる。諸外国では、幼少期の困窮が成人後の困窮⁶⁾、不健康⁷⁾、高齢期の虚弱⁸⁾と結びついていることが示されている。平成25年6月に「子供の貧困対策法（正式名称：子供の貧困対策の推進に関する法律）」が可決・成立し、子供の貧困対策や研究が進みつつあるが、本邦ではまだ実践・研究共に発展途上の段階にある。行政職員のインタビュー調査による現場実感から、川崎市・川崎区における児童家庭の抱える問題は、貧困のみならず、虐待、家庭内暴力、外国籍であることによる言語や教育上の困難など多様かつ最も深刻な課題であると考えられる。重点的かつ包括的に、子供の暮らしの安全を守る仕組み作りが求められるといえるだろう。

平成28年4月からの行政の業務再編を前にして、行政職員のメンタルヘルスへの配慮は最も大切な視点の一つといえる。インタビュー調査からは、業務再編を前にして行政職員が自らの業務内容が大きく変わることに対して期待と不安を抱えていることが明らかになった。質問紙調査で精神的負荷や職員自身の援助希求について調査したところ、困難事例が精神的負荷であるとしたものは78%に上った。94%の支援者が、自身が職場の同僚や上司、あるいは関係機関などに相談し、支援を受けたと回答した。困難事例が多い環境で働く中

で、地区担当制への体制の変化にともない業務内容の変化を体験する職員のメンタルヘルスに対して、慎重なケアや支援体制の充実が必要であると考えられる。すでに多くの職員がピアサポートを受けていると答える一方で、質問紙の自由記載欄などから、多機関連携に困難を抱えている職員は少なくないことが伺えた。職員が働きやすい職場づくりや、対人支援における専門的なサポート体制の充実など、職場のメンタルヘルスの観点が今後一層大切であるといえるだろう。

生活保護担当の職員を中心に、対象者が亡くなった後の支援で困難を感じている人がいることも今回の調査で明らかになった。死後のケアの充実は、私的領域のサポートの弱体化の中で、孤独や関係性の貧困を抱える市民のQuality of lifeや安心感に大きく関係し、死生観という観点から支援者の精神的健康にも広くは関わってくる可能性も考えられる。エンドオブライフケアもまた、これからの多死社会における重要な課題の一つと位置付けられるだろう。

援助のための連携に関して

本研究からは、多くの行政の支援者が多様な支援者と連携していることが示された。たとえば、地域包括ケアセンターという平成17年に制度実施された機関との連携がすでに多く行われていることは、高齢者の問題が多いことに加えて、この制度設計が適切であり、機能していることを示唆する。また、小・中・高等学校との連携も多く見られ、子供の支援が多く行われていることを示している。しかし、残念ながらNPOとの連携は必ずしも多いとはいえない結果であった。今後の地域包括ケアに必要なものは自治体の機能強化であり、地域の非営利の協力組織を組み込んだ、自治体としてのあたらしい統治構造が必要であるともいわれている⁹⁾。NPOなどの公的機関以外の支援組織と行政の連携を強化する仕組みづくりは今後の課題である。

質問紙に組み込んだ個人情報の共有の困難や情報共有ツールの不便さ以外に、互いの機関や職種の業務の相互理解の困難さや担当業務の境界の曖昧さなど、支援の縦割りの構造の中での課題が多くあげられており、複合的な問題を抱える困難事例であればあるほど多くの機関が関係するためさらに連携が難しくなるという意見もあがった。

地区担当制への業務再編の中で、地域みまもり支援センターの職員が市民により近い場所
所で支援希求の窓口的な役割を果たすことになる
と期待されるが、すべての困難を一人の支援者が支えることは困難である。専門相談のバックアップ機能の充実を含めて、相談窓口の敷居の低さやサービスの利用しやすさ、支援やみまもりの継続性を保ちながら、より良い多機関連携を構築し、重層的な支援構造を構築するための地域の実質的なつながりの強化が今後の課題であるといえるだろう。

3.4.5. 終わりに

本企画調査では、全市民を対象とした地域包括ケアシステムを構想し、平成28年4月から

の地域みまもり支援センターの設置と行政職員の地区担当制も含めた業務再編を目前に控えた川崎市をフィールドとした。そして、行政で対人援助の仕事をする職員の視点から、市民の抱えるニーズや援助希求の多様性を横断的にとらえるために、特に困難事例に注目して調査し可視化した。また、その過程で行政職員と調査チームの関係性を構築することで、日本の都市型コミュニティにおける今後の地域づくりに対して大きな示唆を得られると思われる川崎市における継続的な地域調査を行う準備を行った。

本企画調査から、現実や地域の問題に対応できるよう、公／私が協力して、発見、介入する仕組みの必要性が、現場では十分に共有されているものの、支援者個人の努力やネットワークに依存している面も少なくないと考えられた。しかし、新しい協働の仕組みはまだ萌芽状態である。

したがって今回の調査結果を踏まえて、1) 多様で複雑なニーズを持つ市民を対象とした調査を引き続いて行うことで、発見・介入しづらい空間・関係性における危害や事故の低減に資する制度、政策、支援論を構築することなどが今後求められる。2) また援助希求の多様性・困難という新たな論点が重要課題としてあぶりだされたことを踏まえ、支援の必要性が自覚できない、あるいは支援を受けた経験や支援を受けるスキルの乏しい人々に、どのように必要な支援を届けられるのか、どのような支援・介入が効果的かということを実証化するための研究をすることが必要である。全市民を対象とした地域包括ケアシステム構想の中で支援の構造が変化していく動的プロセスの中にある川崎市を対象として、研究者もその渦中に参加して行うことで、他地域にも応用可能な普遍的なモデル形成を行うことができるはずである。

- 1) 厚生労働省地域福祉課：新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンについて。
- 2) 井藤佳恵、稲垣宏樹、杉山美香、栗田圭一：郵送調査回答未返送の後期高齢者に対する訪問調査. 老年精神医学雑誌 2015;26(01):55-66
- 3) 齊藤順子：高齢者における対応困難事例とは何か. 淑徳大学総合福祉学部研究紀要 2006;40:1-19
- 4) 齊藤智子、佐藤由美：介護支援相談員が認識する対応困難事例の特徴. Kitakanto Med J. 2006; 56: 319-328
- 5) 井上信宏：地域包括支援センターの運営にみる困難事例への対応. 信州大学経済学論集 2007; 57: 15-47
- 6) Shelton KH, Taylor PJ, Bonner A et al. Risk Factors for Homelessness: Evidence From a Population-Based Study. Psychiatric Services 2009; 60: 465-472.
- 7) Poulton R, Caspi A, Milne BJ et al. Association between children's experience of socioeconomic disadvantage and adult health: a life-course study. Lancet 2002; 360: 1640-1645
- 8) Alvarado. Life course social and health conditions linked to frailty in Latin American older men and women. J Gerontol A Biol Sci Med Sci. 2008; 63: 1399-406.
- 9) 筒井孝子：地域包括ケアに関する国際的な研究動向. 高橋紘士編「地域包括ケアシステム」オーム社 2012年

3.5. 〈私〉からの調査 民間団体の地域住民ケア活動調査の報告（上智大チーム）

3.5.1. 背景

前述の通り、川崎市は多種多様な市民属性によって特徴づけられる。いいかえれば、多種多様な援助希求があるといえよう。とりわけ川崎市南部に位置する川崎区は、在日外国人、貧困、依存症、高齢化など種々の問題を抱えており、行政による対応のみでは十分な支援は難しい。平成26年から翌27年にかけて、老人ホーム連続転落死事件（幸区）、川崎市中1男子生徒殺害事件、川崎市簡易宿泊所火災など社会の注目を集める事件が起こっており、公私一体となった援助希求への対応が求められている。

援助希求を持つ市民が訪れるのは公的機関とは限らない、むしろ自身の抱える問題に自覚的でない場合や、たとえ自覚していたとしても適切な機関に赴くことが困難な場合もある。さらに、生活課題の複雑化により援助希求行動そのものを断念してしまう市民も少なくない。これらの潜在的な援助希求を発見、支援してきたのは民間支援団体である。一方、これまで川崎市では、どのような民間団体がいかなる活動を展開し、どのような課題を抱えているか、地域資源に関する知見の蓄積がされてこなかった。

そこで、本調査では、（1）川崎区にある民間支援団体（社会福祉法人、NPO法人、宗教団体、任意団体など）への聞き取り調査による実態と課題の把握、（2）川崎市の民間支援団体によるグッドプラクティスの発掘を行う。

3.5.2. 対象と方法

本調査では、川崎区を中心に川崎市にある社会福祉法人、NPO、宗教団体、任意団体など多様な組織形態をもつ民間支援団体を対象に参与観察および聞き取りを行った。聞き取りでは、施設長、管理者、代表者、宗教者などその団体の責を負うもの、または活動の実質的な担い手を対象に、以下の項目に基づいた半構造化インタビューを1時間～2時間程度実施した。

【質問項目】

- ・主たる活動とおもな利用者
- ・支援活動の成功例、失敗例
- ・支援活動における課題
- ・行政を含む他民間団体との協働の実施および可能性

インタビューに関する個人情報の取り扱いについて、公表の許可を得た場合を除き、団体名および個人名は非公開、発言は自由に修正できる旨を事前通達し承諾を得た。なお、訪問団体は以下のとおりである。なお、下記のうち①Kは、川崎区外のグッドプラクティスの事例として訪問調査、参与観察を行った。

訪問団体一覧

	団体名	支援活動	組織形態	訪問日
①	A	在日外国人支援	社会福祉法人	H28. 1.15
②	B	在日外国人支援	NPO 法人	H28. 2.23
③	C	在日外国人支援	宗教団体	H27.12.15
④	D	障がい者就労支援	社会福祉法人	H28. 2. 3
⑤	E	依存症回復支援	NPO 法人	H27.12.15
⑥	F	ホームレス支援	NPO 法人	H27.12.15
⑦	G	青少年育成	宗教団体	H28. 2.16
⑧	H	地域交流推進事業	任意団体	H28. 2.13
⑨	I	地域交流推進事業	任意団体	H28. 2.16
⑩	J	福祉専門職相互支援	任意団体	H27.12.24, H28. 1.28, 2.25, 3.12
⑪	K	高齢者在宅ケア支援	任意団体	H28.2.10, 2.12

3.5.3. 聞き取り報告（総論）

対象団体の活動領域は、在日外国人支援、依存症支援、障がい者就労支援、ホームレス支援、高齢者支援などの領域におよび、行政の支援区分では分断される領域をカバーする活動団体もある。とりわけ、豊富な在日外国人支援団体の存在は川崎区の特徴ともいえ、在日外国人子ども支援、在日外国人高齢者支援というような領域架橋型支援が目立つ。同時に、各団体へ寄せられる市民からの援助希求が一つの領域で収まらないケースも多く、民間支援団体間の連携、さらには行政との連携など他機関連携が重要であることが明らかになった。以下の叙述では、「新たな公／私空間の構築」という観点から注目すべき事柄については、アンダーラインを引いて注意を促している。

次項に続く各団体の取り組みの報告では、煩を避けるため、(1) 団体および活動概要、(2) 課題と多機関連携に焦点をあてて記載する。なお、⑧H、⑨Iは、行政主導の地域交流推進事業の一環としてはじまった地域活動であるため、(1) 事業概要（行政の意図）、(2) 個別の現場の概要と課題というかたちで一つにまとめた。

3.5.4. 聞き取り報告（各団体）

A（在日外国人支援、社会福祉法人）

(1) 団体および活動概要

Aはともに生きる地域社会を目指して、昭和63年に川崎市によって設置された。Aの所在地は、川崎区の中でコリアンタウンと呼ばれる地域であり、設立された当初の頃は、在日韓国・朝鮮人の2世や3世の低学力、非行の問題、学校でのいじめや差別が存在していた。それらの問題に対応するべく、学習塾を始めたのがAの原形である。Aの理念は、生活実態

の中に存在する民族差別をなくすことであり、当該施設は、在日韓国・朝鮮人のための施設という認知を周囲からされている。一方で、現在の実際利用者における在日外国人の割合は少なく、おおかたは日本人である。

現在、Aは社会福祉法人として川崎市より業務を受託し、多岐にわたる活動を展開している。現在Aでは、在日外国人やその子どもの識字学級の開催や学習サポート、地域の子育て支援、ワークショップの開催、異文化交流、生涯学習事業等が行われている。そのほか、病院や学校などの公的機関利用時の川崎区翻訳・通訳バンク、在日外国人保護者を対象とした昼間識字学級などがあり、日本語の学習サポートと生活に関する相談や支援を必ずセットで行うことを目指している。

在日外国人にとって、一定水準以上の日本語能力がないと、公的な書類の手続きや、子どもの就学や学校生活に関する相談などは行えない。困難事例は生活そのものであり、公的な支援だけではカバーできない。Aは、行政が行き届かない在日外国人に関する生活実態の把握と〈公〉とのパイプ役、細やかな生活支援、在日外国人の子どもとその親の孤立予防、自国の文化を紹介するワークショップの開催などによるアイデンティティの形成、〈私〉におけるヨコの繋がりとして機能している。

(2) 課題と多機関連携

Aは、川崎市より指定管理者として業務を受託しているほか、近隣小中学校の教員との相互の密な情報交換によって教員の手の届かない部分をAがフォローするなど、公的機関との連携はすでに行われている。

しかし、まだ十分とはいえず、公的機関との連携をさらに強めたいという意図がある。たとえば、翻訳・通訳制度の充実と拡充、当事者である在日外国人が主体的に活動を展開できる場所の提供など、これら支援を行政が制度化することでより充実した在日外国人支援体制が整えられるという。さらに、上記の実現のために、多文化議員連盟の設立など市議会への働きかけの必要も感じている。

Aを利用する在日外国人層にも偏りがあり、また、Aがすべての範囲の在日外国人を支援できているわけではない。たとえば、在日インド人は、子弟をインターナショナルスクールなどへ通学させるためAを利用する頻度は少ない。その背景には、帰国後を見据えた英語での教育の優先度が高く、日本語能力習得の動機づけが低いことがあげられる。

一方、在日中国人の子どもは、日本の高校への入学を見据えた学習サポートの参加者が多い。在日フィリピン人の女性は、日本人の男性と結婚している場合が多いが、シングルマザーが子どもとのコミュニケーションに困難を抱えている場合があるという。また、南米出身の日系人は、日本語の力がなかなかつかずに悩むことが多い。

上記のように、各国別に特徴はあるもの、在日外国人が抱える生活課題の根幹には日本語能力の問題がある。とりわけ、学校側と保護者側の相互のコミュニケーション不足による申請主義的支援制度からの排除、不十分な日本語能力による外国人児童の誤認知（発達

障害など）などは、教育機関との協働がいつそう求められる。

B（在日外国人高齢者支援、NPO法人）

（1）団体および活動概要

Bは、高齢者に対するデイサービスなどの福祉事業を行うNPO法人であり、特に戦前、戦中から日本に滞在する在日外国人を対象とした福祉サービスを展開している。Bが所在するのは、川崎区のコリアンタウンで、古くから在日朝鮮人・韓国人の集住地域であった。しかし、同地域から転出する2世、3世も多く、近年では高齢化が目立っている。

戦後日本における在日朝鮮人・韓国人の互助組織として、民族団体が長らく機能してきた。しかし、近年その求心力が低下し、活動の規模も縮小しつつある。Bは、このような互助組織の高齢化・弱体化の問題が決定的になる前に、組織の人的リソースを活用し、平成14年より高齢者支援事業を開始した。

その背景には、平成12年の介護保険制度導入、民族感情や文化の違いから既存の高齢者福祉施設の利用をためらう在日外国人高齢者がいることなどがあったという。同様のデイサービスとしては、日本で最も歴史が古い。

現在、週2日（火、金）、10時～16時の間、デイサービスを実施しており、その内容は、機能訓練、昼食、入浴（近隣の銭湯と提携）、カラオケというスケジュールになっている。利用者の多くは、隣接市から通っているという。ただし、施設の設備や専門職の不在などから、要介護度の高い利用者は受け入れられず、比較的健康的な高齢者のみにしか対応できていない。

（2）課題と多機関連携

Bでは、その設立の背景から、当初対象とした特定の在日外国人以外の利用者は少なく、慢性的な財政難に悩まされている。また、利用者同士はBに通所する以前からの知り合いや友人であることが多く、Bを媒介とした新たなネットワークというわけではない。利用者の多くは、一人住まいで、Bのデイサービスを唯一の楽しみとしている人も多く、B以外での地域コミュニティで孤立している可能性がある。

新たな設備投資や専門職の雇用に耐えうる資金力がないため、要介護度の高い利用者、重度の障がい者に対しては受け入れが不可能であり、今後もこの状況は変わらない。しかし、Bに対する利用者の信頼は厚く、Bが他の機関と協働することで特定の在日外国人高齢者へのケアが今以上に行き届く可能性はある。

C（在日外国人支援、宗教団体）

（1）団体および活動概要

Cは、川崎区にある教会で、多くの在日外国人が通う。その理由は、日曜のミサは日本語（午前）だけでなく、英語（午後）でも行われるからである。聖職者が「外国人でもって

いる教会」と評しているように、在日外国人が多く集い、教会の活力の源となっている。一方で、日本人信徒と在日外国人信徒との交流はあまりない。

C所属の聖職者は、Cを管轄する教区の在日外国人支援団体でも活動し、主に不法滞在（ビザの期限切れ）で収監された不法滞在外国人の支援を行っている。Cには、大田区や横浜からも通う外国人がいるが、単身男性は少なく、結婚歴のある女性（30代~40代）が多い。その生活の悩みなどは、教会内在日外国人コミュニティのリーダー格の人が対応する。リーダー格の人は、隣接区にある移民女性支援団体にもかかわっており、この団体が在日外国人女性の生活支援を担っている。

(2) 課題と多機関連携

Cが直接運営する支援活動はないが、教会内の人的ネットワークにより在日外国人支援が間接的に行われている。いいかえれば、生活課題を抱える在日外国人信徒が最初に援助希求を訴えるのが教会であり、教会はその援助希求に応えるだけの社会関係資本（互酬性に基づく人的ネットワーク）を有しているといえる。

一方で、これらの支援は対処療法的で、法的改正など根本へのアプローチや公的機関との連携が必要との見方もある。とりわけ、学校や教育委員会などとの連携は重要で、外国籍児童や外国籍の親を持つ児童への学習支援は、子どもの非行防止や貧困防止につながるという。

同教会の日曜学校には、外国籍の親を持つ児童が参加しているが、中学生、高校生と加齢とともに参加は減少するという。これまで、外国人信徒の話から、言葉の問題から就学継続が困難になり、コミュニティからこぼれ落ちる生徒の存在を把握していたが、教会運営にかかわる人材不足から具体的な支援は行えなかった。教会を会場に公的機関だけでなく、NPOや市民活動グループとの協働を通じて学習支援活動が行われることで、就学継続の困難に落ちりやすい外国籍の親を持つ児童の包摂に寄与できるのではと、多機関連携に関心を示す声もある。

一方、不安定な在留資格のため、行政の介入により、親子が分断されるケースもないとはいえない。公的機関との連携では、児童支援優先の観点から、保護者の事情に配慮した介入を期待している。

教会の運営に関していえば、在日外国人信徒の増加による信徒間の統合の問題があげられる。理想としては日本人と外国人が協働し、教会活動や社会活動を運営していくべきだが、日本人信徒の高齢化、在日外国人信徒とのコミュニケーション不足などがあり、現状では教会内信徒コミュニティの統合が図られているとはいいがたい。しかし、この問題はCに特有のものではなく、日本全国で起こっているようである。Cの聖職者曰く、「教会は社会の縮図のようなもので、教会で見えることは何年か先の日本の社会で見えること」であり、日本社会に先行して多文化共生モデルを教会内で構築、実施していくことが求められている。

D（障がい者就労支援、社会福祉法人）

(1) 団体および活動概要

Dは、川崎市の補助金を得て障がい者を雇用し、パンの製造販売を行っている。川崎市には、障がい者に対する就労支援としていくつかの事業所があるが、通常パンの製造販売は大規模事業所で行われることが多い。それは、パン製造には設備投資が必要で、小規模事業所では始めるには難しいためである。

しかし、Dは社会福祉法人の財源をもとにこの課題を克服し、小規模事業所としてパンの製造販売をはじめた。これにより、大人数の中で共同作業を行うことが苦手な障がい者を受け入れることができ、利用者にとって就労先の選択肢を増やすことができたと考えている。

また、現在、知的障がい者や発達障がい者などが1日約5人のシフト制で勤務しているが、シフトは利用者の特性に合わせて考慮されている。たとえば、静かな環境で働くことを望む精神疾患を持つ利用者がいれば、シフトを調整し利用者の少ない日、またはあまりしゃべらない利用者との組み合わせで仕事に入れるよう施設管理者が工夫している。

(2) 課題と多機関連携

障がいを持つ利用者にとって、社会参加の機会である就労の場を確保することは重要な意義を持つ。一方で、家庭と職場での一貫した支援が行えず、利用者を混乱させてしまうこともある。そこには、両親の過干渉や過保護、就労支援への無理解など、援助側と利用者側の家族との関係の難しさがあるという。

近年、障害者手帳を持っていないが、障がいと疑われる人に対するニーズの重要性が顕在化してきた。彼ら／彼女らは、対人関係がうまく築けず、友人関係、家族関係、就労の場からの排除により、孤立している例もある。障害者手帳がなくても通院し処方薬を服用していることを条件に地域活動支援センターで就労の機会を提供することができるようになった。

しかしその一方で、Dのような事業所に実際に働きに来ると、障がい者とともに働く環境を受け入れられず、対応に苦慮することが多いという。こういった就労支援には、きめ細かな相談が必要だが、川崎市の補助金対象事業であるものの予算が不十分で専門職を雇用できず、支援スタッフの体制が整わないといった課題もある。

すでに行政との連携はあるものの、就労支援連絡会や他地域活動支援センターとの連携が積極的に模索されているとはいいいがたい。その理由の一つには、Dの置かれた立場があるといえよう。Dの社会福祉法人は、地域活動支援センターだけでもほかに2ヵ所運営している。いずれも同一地区にあり、法人内連携によって利用者のケアが図られているといってもよい。

多機関連携に関して、専門機関との連携よりも地域連携を重要だと考えている。Dスタッ

フは、地域連携とは「顔の見える関係で、利用者の情報を共有化してくれる人がいっぱいいること」といい、利用者が居心地の良い雰囲気を地域で作っていくことが大切と考えている。

E（依存症回復支援、NPO法人）

（1）団体および活動概要

Eは、アルコールや薬物依存症者の回復を支援する全国組織NPO法人の一支部として川崎区に通所施設を構え、地域活動支援センターとして川崎市より補助金を受けている。当該団体には依存症からの回復者がスタッフとして運営にかかわることが多く、Eでも施設長をはじめとしたスタッフは依存症からの回復者（リカバリースタッフ）である。

活動内容は、毎日2回行われるミーティング（午前、午後90分程度）を中心に、月1回（毎月第4木曜日）の地区老人会との交流食事会のほか、不定期にバス旅行、スポーツ交流などを行っている。また、6年前からOBサポートを開始し、プログラムを終了した回復者たちの居場所づくりを行っている。

毎日のミーティングの参加者は、市内南部からだけでなく市内北部から来る人もいる。また、他地域にある同団体から紹介されて来所する人もいる。利用者には生活保護受給者が多く、アルコール依存症は高齢者、薬物依存症は若年層にみられるという。

近年はインターネット、電話での相談もあるが、基本的には行政機関、医療機関からの紹介で来所する人が多い。本人の意志ではなく義務付けられた参加である場合も少なくなく、回復プログラムへの主体的参加、継続的参加が難しいことがある。また、近年は、ギャンブル、買い物依存症の相談を受けることもある。

そのほか、依存症対策への共同事業として、平成24年より行政の支援を受け、同領域で活動する他団体とともに、依存症フォーラムを年1回開催している。平成27年度は、プレセミナーとフォーラムの2回が開催され、多数の参加者が来集した。

（2）課題と多機関連携

Eでは、支援活動にみられる2つの課題があげられた。すなわち、来所・通所の壁と、社会復帰の壁である。

来所・通所の壁は、主体的、継続的参加の困難さと言い換えることができる。電話やメールで相談を受けても、来所するのは10人に1人程度しかいないという。また、Eのプログラムに3年間通い続けて、もう大丈夫だと思っていた人がたった一杯の酒で元に戻ってしまうこともたびたびある。一度、「失敗」してしまった人は、「合わす顔がない」「期待を裏切ってしまった」「自分にはやっぱり無理」という罪悪感や失望感により通所が困難になるという。そこで、Eでは、これまでの高い規範意識を必要とする厳格なプログラムから、ミーティングの回数を減らして、「たとえ失敗してもここには来ていい」「何度でも一緒に取り組もう」というような、参加者を受容するタイプのプログラムへ変更した。

その一方で、ナイトケアの不備から、昼夜一貫したケアが行えないことの問題点もセンター内で共有されていた。

前述のように、参加者の中には経済的困窮状態にある者も少なくない。日中、Eに来所しミーティングに参加していても、簡易宿泊所付近のネオン街の誘惑に勝てない場合もある。依存症が原因で高次脳機能障害を併発する場合もある。依存症と認知症が併発する場合もある。いずれの場合も依存症のケアが先だといわれ、医療、介護施設に入院、入所できないことが多い。そこで、平成27年9月より、宿泊施設を開所し、緊急性や依存度の高い利用者のケアにあたることになった。

社会復帰の壁は、就労機会の制限にある。元依存症者に対する企業の受容が低く、就労の場がきわめて限定的であるという。したがって、依存症回復支援団体の多くは、社会復帰支援の一環として元依存症者のリカバリースタッフを雇用している。また、すでに社会経験があり、依存症から回復すれば社会復帰できるパターンと、就労経験がなく回復しても社会復帰が難しいパターン（若年期に依存症になり、逮捕歴があるなど）とに分類され、「社会復帰」を支援の成功モデルととらえると、後者の成功例はほとんどあげられない。前者はアルコール依存症に多く、後者は薬物依存症に多いという。

一方、多機関連携は積極的に行っており、複数の医療機関からの医療サポート、宗教施設からのプログラム実施会場の提供、他支援団体との情報共有などはすでに実施されている。また、依存症回復支援団体として地域活動支援センターの補助金事業に採択されているほか、個別事例を検討する協力委員に行政職員が加わっている。さらに、団体の運営体制を検討する運営委員にも行政職員が名を連ねているなど、〈公〉との連携体制は整っているといえる。

F（ホームレス支援、NPO法人）

(1) 団体および活動概要

平成6年より活動を行うホームレス支援団体で、行政からの業務委託とグループホーム家賃収入と寄付（会費）により運営され、アウトリーチから就労支援までホームレスの自立支援の総合的なサポート事業を行っている。主な事業は、①巡回相談事業、②住宅支援、シェルター事業、③就労支援、④実態調査の4つである。

①巡回相談事業は、川崎市からの業務委託を受け行われるホームレスへのアウトリーチで、Fの中心的活動である。毎週水曜20時～23時、川崎市全域を手分けして回り、生活用品などを配付しながらホームレスの生活相談を行う。

②住宅支援、シェルター事業は、元ホームレスが適切な看護・介護支援が受けられるよう設立したグループホームの運営、緊急避難用のシェルターの用意のことである。事業の背景には、簡易宿泊所で生活する元ホームレスが要介護になった場合、介護事業者に訪問介護を断られるケースがあったためである。現在、元ホームレス数名が生活保護費を受給し、入居している。

③就労支援として、Fでは雑誌『BIG ISSUE』の販売斡旋を通じた自立支援を行っている。『BIG ISSUE』とは、BIG ISSUE JAPANが発行する雑誌（月2回発行）で、登録したホームレスが街頭で販売する。定価は350円で、1冊につき180円が街頭販売するホームレスの収入になる。Fは川崎市における『BIG ISSUE』販売の取次窓口となっている。

④実態調査とは、ホームレスの実態調査のことで、多くは大学研究機関や行政からの委託を受け行っている。

(2) 課題と多機関連携

現在、路上で出会うホームレスの9割以上は長期にわたる路上生活者であるという。平成14年のホームレス自立支援法以降、行政の支援が始まり、7、8年前には路上にいる人の半数が自立支援センターに入った。しかし、公的支援につながらない人の多くは、精神疾患や対人関係にトラブルを抱えている傾向にあるという。また、一度は公的支援につながったものの再び路上へ出てしまった人は依存症を抱えている傾向にあるという。Fでは、自立支援センター入所以降は訪問などのフォローはしておらず、「自立」後の継続的なサポートが持てずにいる。

ホームレス支援に関しては行政のみならず民間支援団体も多く存在する。Fはこの領域にあって20年以上活動を続けており、すでに多様な団体との豊富なネットワークを有する。とくにキリスト教会との関係が強く、Fの事務所がある場所も、宗教施設の敷地であるほか、ボランティアにも宗教者が参加するという。また、現在の理事長はキリスト教聖職者の資格を持っており、教派を超え地域の教会からの人的サポートを得ている。

そのほか、BIG ISSUE JAPANによる就労支援事業（『BIG ISSUE』の販売）、セカンドハーベストジャパンによる食料提供、他ホームレス支援団体との調査協力、大学機関からの調査受託、医療機関との緊急搬送時の協力、川崎市生活保護・自立支援室との年末年始の支援活動調整など多様な連携機関を持つ。

しかし、近年、保護の後、自傷行動を起こした人がいるなど、リスクアセスメントを含めた適切な介入・支援の難しさを痛感しているという。とりわけ、ホームレス状態にある人の多くが発達障害や精神障害などの疾患を抱えているという認識を持っており、これまでの協働範囲を超えた多機関連携が求められている。

G（青少年育成、宗教団体）

(1) 団体および活動概要

Gは、歴史ある仏教寺院で、古来より多くの信仰を集めてきた。第二次世界大戦時の戦火により建物だけでなく、記録物も大半が消失したため、戦前の詳細な記録が残っていないが、社会事業の推進に対しては大きな関心を持ち、諸事業を行ってきた経緯がある。

Gにおける戦前の事業としては、大正10年に神奈川県匡済会により現在の川崎区に開設された川崎社会館（生活困窮者のための宿泊施設で食堂、浴場が整備されていた）の運営が

ある。Gは昭和4年に経営困難に陥った同館を引き継ぐために、財団法人社会事業部を設立した。また、昭和2年に川崎市初の県立中学校である川崎中学校（現神奈川県立川崎高等学校）が創立された際にも多額の寄付を行い後援したほか、昭和15年にはG経営の夜間中学校を同中学校に併設するなど教育事業に力を注いできた。

戦後もその方針は踏襲され、川崎市内の公立高校の生徒へ川崎市奨学金規定によって定められた額の給付型奨学金を支給している。

このほか青少年育成事業として、宗教法人立の幼稚園（昭和12年、地域で最初の幼稚園として開園）の経営のほか、昭和39年から日曜教苑を毎週開催している。日曜教苑では青少年を対象とした宗教情操教育が行われ、僧侶による読経指導や花まつりなどの参加、春秋のハイキングや夏の海水浴、キャンプ、年末助け合い募金活動などがある。現在、小学生約200名、中学生約50名が名簿に登録している。

近年、G近辺では新たにマンションの建設が相次ぎ、その人口増加にともなって日曜教苑の参加者も増えているという。また、その参加者は日本人だけでなく、在日外国人の児童も含まれる。日曜教苑の活動には、年中行事が多々含まれ、それらを通じた生徒同士の交流のほか、地域への関心とつながりが形成されている。

そのほか、福祉関係団体への助成、東日本大震災など国内外の災害救援協力、いのちの電話への助成金支給など、民間支援団体の後方支援を行っている。

(2) 課題と多機関連携

Gは、幼稚園の経営、日曜教苑活動などの青少年育成事業を実施しながら、この領域に関して公的機関を含む多機関連携は行っていないとのことであった。

その一方で、災害時における対応として、市役所および神奈川県警とインフラに関する協定を結んでいる。そのほか、障がい者への軽作業委託、近隣病院との交流（以前僧侶が病院に出向いて、入院患者と一緒に昼食を食べながら交流を図っていた）などが他の機関との連携としてあげられた。

Gは歴史が古く、地域のシンボリック的存在として広く知られている。そのため、宗教団体ではあるが、公的な機関や地域からの信頼も厚い。

G付近には近年マンションの建設が増え、新たな住民として特に子育て世代が移り住むことが見込まれている。Gには広大な土地や建物としてのハード面のほか、十分な人的資源や物資、体系的な組織も有している。そうしたことから、市民社会と私的な領域を橋渡しするような社会関係資本としてGが機能し、市民同士の交流促進や、さらには市民と公的機関をつなぐ結節点となることが今後予想される。

H、I（地域交流推進事業、任意団体）

(1) 団体および活動概要

HおよびIは、ともに全市民が利用できる市民交流の場を提供することを目的とした「ま

ちのえんがわプロジェクト」によりはじまった任意団体である。

このプロジェクトは、平成16年の川崎区地域福祉計画策定にあたって、すでに民間有志で行われていたボランティア活動を取り込む形で発足した。川崎市にはそれ以前にも「老人いこいの家」や「こども文化センター」などといった市民交流促進を設立目的に含む公営サービスがいくつか存在したが、いこいの家であれば65歳以上の高齢者しか利用できない、こども文化センターであれば就学児童およびその保護者しか利用できないというようにサービスの対象が限定されているため市民交流の活発化は達成されていない場合が多かった。

そうした過去の施策が持つ問題への反省から、利用者を限定せず、すべての市民が利用可能な場所を提供することで市民同士の交流を推進する本プロジェクトが立案された。そして福祉計画においては計画を代表するシンボルプロジェクトに位置づけられている。

こうした経緯から、まちのえんがわの理念は、すべての市民に向けて開放されている場所という点にあり、具体的には昔の井戸端会議のような場所を復活させるといったイメージを持って取り組まれている。

この理念をゆるやかに共有しつつ、現在13カ所の事業所が実際に活動を行っている。事業所数については、福祉計画のシンボルプロジェクトということもあり、一時は30カ所という目標を掲げて拡大が目指された時期もあった。しかし、プロジェクト初期から活動を行うコアメンバーの6、7カ所の事業所のほかは立ったり消えたりを繰り返しており、総数は十数箇所で横ばいに推移している。各々の事業所は、それぞれ地域や参加者の実情に合わせて独自の活動をおおよそ月に2回程度の頻度で行っている。

えんがわプロジェクトに対する公的領域からの取り組みについて、プロジェクト発足当時からその業務を担当するある職員は以下のように述べている。

具体的な取り組みとしては、①新規事業所の立ち上げを希望する人・団体に対して事業所運営のノウハウを提供すること、②事業所同士の情報交換の場「えんがわ連絡会」や勉強会を組織して事業所間の交流や各事業所のスキルアップを支援すること、③学校の体育館・町内会館など公共スペースの利用申し込みがあった場合には優先的に貸し出すことなどを行っている。経済的な支援、特に補助金については過去に市の財政担当に対して相談するなどさまざまな努力が払われたものの、結局公金拠出を取り付けるには至らず、現状としてはえんがわ事業所が公共の場所・人材（体操インストラクターなど）を利用する際に利用料を減じる程度が限界であるという。こうしたことから、ノウハウ提供などといったソフト面での取り組みが主となった。

(2) H、Iの概要と課題

Hは、教育施設を借りて高齢者向けの健康体操や歌唱レクリエーションの活動を月2回行っている。利用者層は、70代～80代の高齢者で、毎回数十人の参加があるが、名簿には数倍の人が名を連ねており、かなり大規模な団体といえる。規模が大きいため、出欠状況か

ら参加者の緊急事態に気づくといった見守りの機能は弱いが、参加へのハードルは低く、老後の生活により刺激となり高齢者の生活の質を高めるといふ強みがある。

事実、参加者からは子育てが終わった後の女性や定年退職後の男性など孤立してしまいがちな人々にとって豊かな交友関係を築く助けになったという声が聞かれた。

一方、Iは、町内会館を借り、参加者同士の雑談を楽しむ会を月に1回行っている。利用者は70代～80代の高齢者で、団体としての規模は小さい。近年では介護の必要性からデイサービスへと流れていく参加者がおり、新規参加者の呼びこみも（体力的・経済的双方の面で）困難になっている。

しかし、反面、規模が小さいがゆえに参加者同士の関係は密であり、出欠状況から参加者の不調に気づくという問題発見や見守りの機能は強い。参加者は皆、参加を楽しみにしており、会の活動に満足してはいるものの、参加者の体調が悪くなった場合など不測の事態に対応できる専門職がないことについての不安が漏れた。

えんがわプロジェクトにおける公私の連携として、特にあげられるのは前述の行政側からの場所・人材提供を利用する際の優遇である。H、Iのどちらもこのサポートを用いることで会を比較的安価で定期的に提供することができている。ただし、既存のサポート量は十分なわけではなく、助成金の支出などの経済的支援だけでなく、緊急時に対応する専門職の配備など人的サポートも各団体は必要としている。この問題を公側は認知しつつも、法律・制度的制限により対処に窮している。

えんがわプロジェクトは市民交流を活発化させており、全体としては今のところ成功と評価されている。しかし、活動に必要なリソースは不足しており、その不足分は各事業所の熱意によって補われている現状がある。このことは、事業者の高齢化もあいまって市民交流の継続性に不安を投げかけている。形成されつつある市民同士の関係を今後も保証し、活動が提供する問題発見・孤立防止などの機能をより拡大していくには、リソースの確保だけでなく公側からリソースを拠出するための制度的枠組みの整備などが不可欠となる。

J（福祉専門職相互支援、任意団体）

（1）団体および活動概要

Jは、川崎区に根差した地域包括ケアを推進する団体で、川崎区にある介護、看護などの援助職による月一度の事例検討会議を主な活動としている。

発起人は、社会福祉法人の職員2名で、運営事務局は同社会福祉法人および他の社会福祉法人地域包括支援センターに置かれている。参加者は、主体的に地域づくりに参画している従事者有志で、具体的には、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、病院、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム、障がい者生活介護事業所、在日外国人支援施設などで対人援助にあたる専門職、および区役所職員、市役所職員など行政職員で構成され、現在30名ほどのメンバーを有する。

会発足は平成26年9月と比較的新しいが、構想自体は古く、発起人の2名は20年以上前か

ら同様の勉強会を主宰してきた。二人の問題意識は、行政だけでなく専門職も縦割りとなり、家庭を統合してケアする視点がないといったところにはじまっている。近年、川崎区では、「認知症の高齢者の自宅に要保護児童が」、「知的障がい者の母親が認知症に」など、高齢者、障がい者、子どもの支援を同時に必要とする事例が増加しており、家庭全体を制度や年齢、障がい種別を超えた機関連携が必要であった。この二人の呼びかけによって、この問題意識を共有している専門職が集まり、Jが発足した。

会議では、匿名化された困難事例が紹介され、当事者にとってどのような支援が望ましいかを参加者全員で検討する。ここでは事例の共有のみならず、隣接する他領域専門職からの多角的な視点で援助が検討され、事例を提供した参加者にとっても適切な介入、支援のための判断材料が得られる場となっている。

一方、参加者は区内全体へ地域包括ケアを推進する主体的な担い手になることが期待されるとともに、会議では事例の提供だけでなく専門職としての知見の提供も求められる。したがって、参加のハードルは高いものの、Jを通じて〈公〉〈私〉を超えた専門職同士のネットワークが形成され、地域の実情に即した地域包括ケアシステムが構築されることが期待される。

平成28年3月12日には、J主催のイベントが開催された。イベントでは、県外でホームレス支援活動を行うNPO法人を招き（共同主催）、元ホームレスによる公演の後、シンポジウムが開催された。会議を主たる活動としてきたJとしては初の試みであったが、定員（100人）を超える参加者を集め、地域住民に対する情報発信が行われた。

(2) 課題と多機関連携

Jの主たる活動は、月一回の事例検討会である。Jの発足自体、多機関連携を目的としたものであり、公私を超えたさまざまな機関で援助職に携わる人が参加している。参加者はあくまでも自由意思に基づく参加であり、法人からの代表として参加しているわけではない。それゆえ、参加者の地域づくりへの参画意識は高く、事例検討会では活発な議論が展開される。

また、参加者はそれぞれの職場、川崎区内外で大きなネットワークを持っており、Jの波及効果は大きい。前述のイベントの開催にあたって、動員をかけることなく定員（100人）を超える参加者があったことは、当該団体へ参加する各人のネットワークの広さを物語っている。

また、川崎区に限定した会合は、地域の問題を共有、理解するのに都合がよく、医療、介護、行政など各援助職が事態を把握するのに適している。地理的情報と結びつく周辺施設情報、生活情報などが共有しやすく、事例検討では優位に働く。すなわち、提供される匿名化された事例以外にも、参加者が判断材料として使える地域特性が参加者に暗黙知として共有されており、より適切な介入、支援のアドバイスが可能となる。共通の地域特性を把握した上で、検討される事例への提言は、各参加者が抱える個別の事例への援用可能

性も高く、地域内でケア力の向上に寄与する。

さらに、Jに行政職員が参加していることも重要である。ここに参加する行政職員はインフォーマルな形での参加かもしれないが、〈私〉で共有されている困難事例を知りえるだけでなく、当事者の背景にある家庭環境、地域状況なども知ることができ、公的支援制度へのスムーズな移行を可能にする。一方で、〈私〉側の援助職は公的支援の介入のポイントをインフォーマルにうかがうことができ、当事者にとって包括的な支援体制を組むことが望める。

公私の連携の一つのポイントには、〈私〉の領域で集められた援助希求をいかに〈公〉の支援制度につなげるかという点があるが、Jで見られる、川崎区に絞った地域連携、行政と民間の公私連携は、地域包括ケアシステムの構築のためには欠かせないものである。

K（高齢者在宅ケア支援、任意団体）

（1）団体および活動概要

Kは、公的なサービスだけでは支えられない個別的支援サービスと地域づくりを目標に設立されたボランティアグループである。

Kは、在宅介護の経験をもつ代表者とその仲間の女性5人でスタートし、現在は数十名の会員数がある。活動範囲は、人口約28,000人（65歳以上の高齢化率：20.46%/平成25年時点）の川崎市宮前区の一地区が中心となっている。Kの活動の特色は、地域住民が主体となり、地域の高齢者や障がい者、介護家族などの身近な相談窓口として当事者の困りごとを生活者の視点で解決すること、そして、身近なつづやきを実践に生かすことである。

平成26年4月に活動拠点として、民家を借り受け集会施設をオープンし、介護保険外のケアサービスや食事、入浴、送迎などのサービスを有償で提供している。この取り組みは、平成26年に川崎市の介護予防モデル事業として採択され、成果を上げている。また、先駆的事业として全国からも注目されている（厚生労働省老健局からの視察、社会福祉協議会や大学からの研修受け入れ、NHKや読売新聞などマスメディアからの取材などがあつた）。

Kにおける主な活動内容は、前述の集会施設での支援以外に、①簡易デイサービス、②ご近所サークル、③地域ネットワーク活動、④介護情報の提供があげられる。

①簡易デイサービスは、毎月2回（不定期、10時～15時30分）開催されるデイサービスで、利用者とその家族、ボランティアと一緒に手作りの昼食を食べたり、体操や塗り絵、合唱などのレクリエーションが用意されている。参加費は昼食代込みで500円で、平成26年度の実績では年間の利用者が600名を超える。

プログラムには、要介護者のみならず、公的なサービスの対象外となる比較的元気な高齢者も参加し、情報交換、顔なじみづくり、高齢者とその家族の見守りの場所、ボランティアの生きがいの場として機能している。また、利用者とボランティアが一体となっており、支援—被支援の関係性ではない水平的なかかわりが見られるのも特徴である。

②ご近所サークルは、有志や当事者が自宅を開放して行う談話プログラムで、緩やかな

関係と助けあいのできるご近所づくりを目的としている。近所単位の5名以上が集まること、近所の気にかかっている人を必ず1名仲間に入れることが条件となり、Kより会場費として1回2,000円（上限10,000円まで）が補助される。

平成24年度の実績は、30ヵ所を超える個人宅で開催され、延べ2,000名近くが参加している。なお、開催回数に決まりはなく、年に1回でもかまわないとされ、あくまでも自主的に集うことが推奨されている。

③地域のネットワーク活動とは、公的機関、民間あわせて20数団体が参加し、地域の中で何が起きているのか、誰がどんな状況で困っているのかを共有する会議のことで、地域包括支援センターの運営会議も兼ねて毎月1回開催される。当初、平成12年の介護保険制度にあわせて、介護予防事業の一環として7つの自主グループからスタートした。

④介護情報の提供として、Kは平成11年より独自に取材した地域包括ケアに関する情報を掲載した雑誌を刊行販売している。

雑誌には、神奈川県下の療養型の病院や施設（有料老人ホーム、特別養護老人ホーム）の入院費、個室料金、おむつ代、受け入れ基準、介護保険の仕組み、相談窓口、弁護士関係（後見制度）、往診医などの情報が記載されている。

Kは、この介護情報誌における編集作業、資金調達と運営、調査もすべて独自に行った。大変な労力を費やしたが、これにより、介護保険サービス事業者、医療機関、行政機関等と直接つながりをもつことが可能となったという。現在、第5版まで刊行し、すべて増刷の上、完売している。

上記のほかに、介護相談（年間件数：約300件）、公園体操（6ヵ所、年間延べ参加者数：約6,000名）、特別養護老人ホーム内に地域開放型の喫茶の開催（毎月1回）、地域マップの作成、バスハイク、地域の研修会の開催など、Kの活動は多岐にわたる。

（2）課題と多機関連携

Kでは、現在70歳代を中心にして活動を展開しており、代表者も5年後の活動の担い手については懸念している。若者世代の参入を願ってはいるが、現役世代は夫婦で共働きであることが多く、ボランティアに参加する余裕がない現状も理解している。したがって、マンパワーの確保とリーダー育成が今後の課題としてあげられた。

一方で、現在の運営はうまくいっており、地域のネットワーク活動を基盤とした公私の連携は機能している。

従来、高齢者の生活援助は、介護保険を使った訪問ヘルパーの派遣、デイサービスでの入浴や食事などが主である。しかし、それでは前述したように介護保険が適用されない高齢者やその家族は、誰からもケアをされず、潜在的に抱えている問題が現れにくくなる。なかには、ひきこもりや孤立を生み、認知症を発症しているにも関わらず、その発見が遅れる事態も考えうる。今後、増え続ける高齢者や医療費の莫大な支出を考えると、予防介護の視点は重要であり、Kは当該地区においてこの予防介護を担っているといえよう。

Kの活動のなかで、特に注目すべき点として、以下の2点があげられる。

第一に、地域で住民自らが実践するという、自助と互助の取り組みである。団体の名称には、困った時に気軽に助けを求めてほしい、そして、助けの声が聞こえたら駆けつけますという意味が込められている。地域限定の取り組みは、援助者の目が十分に行き届くともに、援助者にとっても日常の延長でケアにあたることができるという優位点がある。

次に、死別後のその配偶者や子ども、家族に対するケアがある。当事者が生存している間は、比較的公的なサービスは届きやすい。しかし、一度、当事者が亡くなってしまうと、公的なサービスは一切なくなり、当事者が在宅ケアを受けていた例では、人の出入りも極端に少なくなってしまう。Kでは、そのような死別を経験した家族に対し、社会との接点を断ち切らないようにボランティアへの参加を声かけしたり、また、自宅に訪問し話しを聴いたりするなどグリーフケアとしての役割も担っている。

このような地域住民による地域住民のケア、サービスのケアからコミュニティづくりとしてのケアという視点は、実装可能な地域包括ケアシステムを構築する上では重要なポイントとなる。

3.5.5. 民間団体の抱える課題と可能性

以上、各団体への訪問、参与観察、聞き取り調査を通して、川崎区ではその歴史の中で多種多様な民間支援団体が形成され、地域住民の援助希求に応答してきているもののさまざまな限界があること、また、民間支援団体が受ける援助希求は複雑化し、従前どおりの支援では対応困難になってきていることが明らかになった。

たとえば、日本語でのコミュニケーション能力に課題をもつ外国籍の親、外国籍の親を持つ児童は、公的支援を十分活用できないばかりか、コミュニティから排除されてしまう危険性を持っている。依存症と高次脳機能障害、ホームレスと精神疾患というような、領域にまたがる課題を同時に抱えてしまうケースも散見される。

また、子どもの自立、定年退職などのライフステージの過程や、家族の介護、看取りなどライフイベントの発生により、社会から孤立してしまうという課題もある。したがって、生活課題が複雑化する前に、援助希求を早期発見し対応することが重要であるが、それは容易ではない。

今回の聞き取りでは、多くの民間支援団体がこういった複雑な援助希求に気づき、対応しているということが明らかになった。特筆すべきは、宗教団体でも援助希求が見出されているという点である。すなわち、支援やサポートを主たる業務とする団体以外でも市民の生活課題を発見しようということである。宗教団体は持続性の高い社会関係資本（互酬性に基づく人的ネットワーク）が内包されており、援助希求の発見だけでなく支援、さらには解決まで対応できる民間団体といえる。しかし、支援のための専門的知識や人的資源を有しない多くの宗教団体が、複雑化した援助希求に応えるのは容易ではない。そのほかの民間支援団体は、複合的な生活課題に対応できているものもあれば、発見はしたものの

十分な対応に至らなかったものもある。

本調査では、時間的な制約の中、限られた11団体にしかアプローチできなかった。川崎市には45の社会福祉法人があり、川崎区には61のNPO団体、72の宗教法人がある。さらにこれに任意団体を加えればたいへん多くの私的団体があり、民間支援団体も相当数が存在していることになる。このうちの11団体の聞き取りを通じて得られた知見が、他の団体にも敷衍しうるものであるかどうかは今後の課題であるが、本調査の結果は示唆に富むものである。

なによりも、多様な援助希求の発見経路の入り口に各種民間支援団体があるという事実は、社会的ケアや支援体制の充実を図る上で心強いものである。

グッドプラクティスとして取り上げた、複合的な生活課題に対応できている団体は、地域密着型の支援の提供、行政との密な連携といった特徴があった。地域での各種機関、地域住民の横のつながりや潜在的な援助希求を可視化させ支援制度につなげる経路の確保など、公私の連携によってこれらを拡充させることで、川崎市の描く地域包括ケアシステムはより実効性の高いものに近づくだらう。

- 1) 社会福祉法人数は、川崎市 HP より (<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-8-27-1-1-0-0-0-0-0.html> 2016/02/25 参照)、NPO 法人数は内閣府 HP より (<https://www.npo-homepage.go.jp/Portal/corpSearch!show2.action> 2016/02/25 参照)、宗教法人数は、神奈川県総務局組織人材部文書課 Web 資料 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7176/p26308.html> 2016/02/22 参照) および、『タウンページ川崎市川崎区版』よりそれぞれ算出。

3.6. 総括—今後の課題と展望

川崎市の地域包括ケアシステムは始動したばかりであるが、これは多様な援助希求を受け止める新しい社会技術を具体化していく場となりうる可能性を豊かにはらんでいる。それは、一つには川崎市が「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を施策に掲げ、川崎市の行政組織が全力をあげてそれに取り組んでいるからだが、これに関わりながら、社会科学や精神保健やコミュニティ・ケアの観点から知見を提供し、それを社会実装していくことで、「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」に貢献していくことができると思う。

そのためには、市民の援助希求をできるだけ早く察知し、それに応じて支援の手を差し伸べることができる条件を整えていかななくてはならない。まずは、1) 社会的ケアや市民援助に携わって来た市の行政機関や公的機関が来てきた困難について把握すること、2) 援助希求やケアのニーズに応じて、市民自身が展開してきた、つまりは私的な支援活動や支援団体の実態について把握することが必要である。1) は〈公〉の側からの働きかけに関わり、2) は〈私〉の側からの働きかけに関わる。

本企画調査では、1) 2) のそれぞれについて、今後の本格的な調査のための予備的な調

査を行った。そして、この報告書では、1) について、3.4. 「〈公〉からのアプローチ」で、2) について、3.5. 「〈私〉からのアプローチ」で述べて来た。そして、それに先立って、3.1. 「背景と概要」で、そもそも川崎市の地域包括ケアとは何かについて、また、3.2. 「川崎市の歴史と社会的ケア」ではその歴史的背景について、さらに3.3. 「統計的資料から」では、川崎市の現状を表すごく概観的な数値を他の大都市と対比しつつ示して来た。

今後、本格的な調査研究に進むことができるのであれば、①対象を川崎区から川崎市全域に広げるとともに全国の市町村での成功事例等についての検討、②川崎市地域みまもり支援センターを核とする行政機構や公的機関が、より有効に地域包括支援を行うための方策の研究と提案、③民間の多様なケア・支援活動が活性化するために何ができるかについての研究と提案、④〈公〉の側からのアプローチと〈私〉の側からのアプローチがより適切に連携し相互の活動が活性化するような仕組みの研究と提案を行う。以上①～④は、企画調査段階ですでに開始されている。

本格的な調査研究においては、さらに以下の⑤～⑧に取り組んで行く。⑤新たな総合的地域包括ケアシステムにおいてICT（情報コミュニケーション・テクノロジー）を活用する可能性についての検討、⑥健康や援助希求についての地域の特性を、空間疫学等を活用し統計的に把握しケアシステムに反映させていく仕組みの形成、⑦こうして組み立てられて行く新たな地域包括ケアシステムがより有効に機能するよう、地域みまもり支援センターなどの機能を評価し改善していくシステムの形成、そして、⑧川崎市において試みていく新たな地域包括ケアシステムで具体化していく仕組み（社会技術）を、他の地域の実情と比較しながらモデル化していく作業、といった課題に取り組みたい。

⑤～⑧の課題のうち、⑥、⑦の課題についての先行的な試みとして、平成28年3月8日に行われたシンポジウム「都市型コミュニティの住民援助における行政（公）と市民（私）の連携－全市民対象地域包括ケアの資源把握と将来展望－」では、空間疫学の専門家である高橋邦彦氏（名古屋大学大学院・医学系研究科生物統計学分野・准教授）、評価改善システム構築の専門家である水流聡子氏（東京大学大学院・工学系研究科医療システム工学寄付講座・特任教授）を招いて、その専門的知見の本研究への適用の可能性について予備的検討を行った。

もし、こうした取り組みが順調に進むなら、「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」という課題に「川崎モデル」を提示することまで望んでもよいだろう。

主なミーティング等の開催状況

年月日	名称	場所	概要
H27.11.6	第1回地域包括ケアと公私空間研究会	上智大学	研究者顔合わせ、研究デザイン(参加者8名)
H27.11.30	第2回地域包括ケアと公私空間研究会	上智大学	研究デザイン、スケジュール確認(参加者8名)
H27.12.18	第3回地域包括ケアと公私空間研究会	上智大学	訪問調査報告(参加者8名)
H28. 1. 6	第4回地域包括ケアと公私空間研究会	上智大学	質問紙調査検討(参加者5名)
H28. 1. 27	第5回地域包括ケアと公私空間研究会	上智大学	研究スケジュール再調整(参加者14名)
H28. 2. 23	第6回地域包括ケアと公私空間研究会	上智大学	訪問調査報告、シンポジウム準備(参加者12名)
H28. 3. 2	第7回地域包括ケアと公私空間研究会	上智大学	報告書目次作成(参加者8名)
H28. 3. 9	第8回地域包括ケアと公私空間研究会	川崎日航ホテル	報告書執筆状況確認(参加者5名)

シンポジウム「都市型コミュニティの住民援助における行政（公）と市民（私）の連携ー全市民対象地域包括ケアの資源把握と将来展望」

日時：平成28年3月8日、18：30～20：45、場所：川崎市産業振興会館9階第3研修室（川崎市幸区堀川町66番地20）

座長：島菌進（上智大学グリーンケア研究所・所長）、発表者：島菌進（上智大学グリーンケア研究所・所長）、福芝康祐（川崎市地域包括ケア推進室・室長）、高橋邦彦（名古屋大学大学院・医学系研究科生物統計学分野・准教授）、水流聡子（東京大学大学院・工学系研究科医療システム工学寄付講座・特任教授）、岡村毅（東京大学大学院医学系研究科・助教）、高瀬顕功（大正大学BSR推進室・研究員）、指定討論者：石井 光太（作家）

主旨：現代の大都市では、住民の孤立化が起りやすくなっている。認知症高齢者の急速な増加が懸念されており、地域包括ケアの充実が求められている。しかし、高齢者だけではない。精神障がい者、路上生活者、外国人、引きこもり、不登校、家庭内暴力など、隠れた孤立のなかで進行する困難に対処するのがますます困難になってきている。川崎市の地域包括ケアはこうした状況を踏まえ、全市民を対象とした地域包括ケアの充実を目指すものだ。この地域包括ケアを堅固に進めていくためには公私のリソース（社会資源）が有効に連携し、活用されていくことが必要だ。では、そのためにはどのような社会資源があるのか、新たな社会資源はどのように現われてくるのか、公私の連携はどのようにして深めることができるのか、公私連携のための社会技術はどのように科学的に分析できるのか。このシンポジウムでは、以上のような問題について考えていきたい。

4. 企画調査の実施体制

4.1. グループ構成

(1) 島菌グループ（上智大学）

①リーダー名（所属、役職）

島菌 進（上智大学 グリーフケア研究所、教授・所長）

②実施項目

1) 川崎市の歴史に関する資料調査、2) 川崎市の近年の状況に関する統計資料調査、および、3) 民間で支援活動を行っている諸団体への訪問・調査の三点を実施し、本調査が協働する川崎市への理解を深めるとともに、「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」に対する〈私〉側からの取り組みについて調査・研究した。

実施概要

1) については、実地調査に入る前の背景知識として川崎がどのような地域であるかを知る必要があることから実施した。明治期から今日に至るまでの川崎の歴史を整理し、川崎という地域の成り立ちについての理解を深めたほか、川崎において歴史的・構造的に存在しているいくつかの問題を認識し指摘した。2) については、現在の川崎の概況を示すとともに、川崎が今日抱えている問題や援助希求を俯瞰することを目的として行った。国勢調査や市が実施した統計調査のデータを収集し、川崎の地域特性や種々の問題の客観的状況を示した。3) については、既存の民間団体による支援の実態を明らかにするために実施した。社会福祉法人やNPO、宗教法人など11の団体に対して、支援活動の内容や活動にあたって直面している問題などについて聞き取り調査を行い、その結果を援助希求者（支援活動の対象者）の属性ごとに整理し記述した。

(2) 笠井グループ（東京大学）

①リーダー名（所属、役職）

笠井 清登（東京大学大学院 医学系研究科 精神医学、教授）

②実施項目

1) 区役所職員へのフォーカスグループインタビュー、および2) 区役所職員への質問紙調査の2点を実施し、「新しい公／私空間の構築」に対する〈公〉側からの取り組みについて調査・研究した。

実施概要

1) については、公的機関が支援活動を行う際に直面している問題を洗い出すことを目的として、区役所で勤務しているケースワーカーや保健師などの方々に対するフォーカスグループインタビューを計2回行った。これにより、公的機関による支援活動の実態やいわゆる困難事例の典型的なあり方を把握することができた。2) については、前述のインタビューから得られた頻出すると予想される困難事例が、公的機関による支援活動全体ではどれほど存在しているかを量的に調査することを目的として実施した。インタビュ

一での内容をもとに独自に質問紙を作成し、健康福祉政策に関係する区役所職員の方々に配布し回答を得た。それにより、公的機関による支援活動全体の現状、特にそこにおいてよく見られる問題が数値的に明らかになった。

※ そのほか、1) 各グループで得られた知見の統合と意見交換を目的とした研究会、2) 研究のフィールドである川崎市との信頼・協力関係構築のための活動（市長・副市長との面談など）、および3) 研究の進捗・成果を発表する公開シンポジウムの開催を両グループ合同で実施した。

4.2. 企画調査実施者一覧

研究グループ名：島菌グループ

	氏名	フリガナ	所属	役職 (身分)	担当する研究開発実施項目
○	島菌 進	シマゾノ ススム	上智大学 グリ ーフケア研究所	教授・所 長	本企画調査全体の責任者
○	高瀬 顕功	タカセ アキノリ	大正大学 BSR 推進室	研究員	島菌グループの調査・研究内容 の責任者
○	小川 有閑	オガワ ユウカン	大正大学 BSR 推進室	研究員	川崎市の歴史に関する資料調 査
○	鈴木 梨里	スズキ リサ	東洋大学大学院 社会学研究科	学生	民間団体への訪問・調査
○	黒田 純一郎	クロダ ジュンイ チロウ	東京大学大学院 人文社会系研究 科	学生	川崎市に関する統計資料調査 民間団体への訪問・調査
○	中村 芳雅	ナカムラ ヨシマサ	東京大学大学院 人文社会系研究 科	学生	川崎市に関する統計資料調査 民間団体への訪問・調査
○	寺田 光之	テラダ ミツユキ	東京大学大学院 人文社会系研究 科	学生	民間団体への訪問・調査

研究グループ名：笠井グループ

	氏名	フリガナ	所属	役職 (身分)	担当する研究開発実施項目
○	笠井 清登	カサイ キョト	東京大学大学院 医学系研究科	教授	笠井グループの調査・研究内 容の責任者
○	岡村 毅	オカムラ ツヨシ	東京大学大学院 医学系研究科	助教	区職員へのインタビュー 質問紙調査

○	熊倉 陽介	クマクラ ヨウスケ	東京大学大学院 医学系研究科	届出研 究員	区職員へのインタビュー 質問紙調査
---	-------	--------------	-------------------	-----------	----------------------

5. 成果の発信等

(1) 口頭発表

①招待、口頭講演 (国内1件、海外0件)

②ポスター発表 (国内0件、海外0件)

③プレス発表

※平成28年3月8日に川崎市産業振興会館において、研究の進捗・成果の発表、他研究分野の専門家への協働呼びかけなどを目的とした公開シンポジウムを行い、40人超の参加者が集まった。

(2) その他

特に無し